

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	354 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	325 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	98 件
国民年金関係	54 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月
② 昭和 38 年 12 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 3 月

私は、20 歳になったときに、国民年金に加入して国民年金保険料を納付し、結婚後は夫婦一緒に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間は 1 か月と短期間であり、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人と一緒に保険料を納付したとする夫の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況についての記憶が曖昧であること、申立人は会社を退職した 20 歳の昭和 38 年に国民年金に加入したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 41 年 5 月に払い出されており、当該払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点で当該期間のうち昭和 39 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の特殊台帳から当該期間直後の昭和 40 年度の保険料は 41 年 6 月 22 日に納付していたことが確認でき、手帳記号番号が申立人と同時期に払い出されている被保険者

20人の納付開始時期をみると、そのほとんどが40年度又は41年度から保険料の納付を開始していることがオンライン記録で確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和50年頃に友人から勧められたのをきっかけに国民年金に加入し、加入後は定期的に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年3月に払い出され、申立人は、同年4月以降厚生年金保険に加入する前の平成2年3月まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していること、申立人が当時居住していた市で作成された国民年金保険料の収滞納一覧表から、申立人は申立期間を除く昭和51年度から56年度までの保険料を全て現年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月

私は、平成 12 年 4 月に第 3 号被保険者の届出をしたときに、10 年 3 月から 11 年 11 月までの国民年金保険料の納付書がまとめて送られてきたので、その期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、平成 10 年 3 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成 12 年 4 月に第 3 号被保険者の資格取得の届出をしたときに、10 年 3 月から 11 年 11 月までの保険料の納付書を受け取ったと説明しており、申立期間を除く当該期間の保険料について、12 年 4 月から 13 年 12 月にかけておおむね毎月過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月及び同年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、国民年金保険料を遡って納付することができる特例制度があることを知り、昭和50年12月に区役所の出張所で納付書を発行してもらい、申立期間を含む未納期間の保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和45年3月から46年3月までの13か月分の国民年金保険料を第2回特例納付実施期間中の50年12月19日に納付したことを示す領収証書を所持しているが、オンライン記録では、上記納付済期間のうち申立期間に挟まれた45年4月から同年9月までの6か月分の保険料が特例納付により納付済みとされている。これについては、当該領収証書に記載された金額5,050円は当該納付済期間当時の保険料額で算出した額であり、第2回特例納付保険料額で算出した場合の金額1万1,700円(900円×13か月)に足りなかったことから、上記の6か月分の保険料に充当されたものと考えられる。

しかしながら、申立人は、未納保険料全ての納付を申し出て特例納付を行ったとし、保険料の額に一部不足が認められるものの、保険料の特例納付の時期に申立期間を含む保険料未納であった期間の保険料を納付したことを示す領収証書を三十数年間保管してきており、その間行政側から上記の充当処理等について申立人に対して通知が行われたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、また、充当された6か月分の保険料額は5,400円であり、領収証書に記載された金額では不足額が生じるにもかかわらず、不足額を追加徴収するか又は5か月分の保険料に充当し残額を還付する等の本来講ずべき措置が取られておらず、収納事務処理に不備が認められることを考慮すれば、納付額の一

部不足を申立人の責に帰すべきではなく、申立人は、上記の申立期間を含む 13 か月分の保険料を納付していたものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年度のうち 6 か月及び昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年度のうち 6 か月
② 昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月まで

私は、区役所の担当者からの勧奨を受け、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、督促を受けて国民年金保険料を納付したこともあったが、未納なく保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ 6 か月及び 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、当該期間前後を含め国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 61 年 7 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 37 年 3 月 19 日に納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間①は、保険料を現年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立人の特殊台帳によると、第 1 回特例納付実施期間中の昭和 47 年 4 月 1 日に、その時点では申立人は年金受給資格期間が不足する状況にはなかったものの、附則 13 条該当者催告状が送付されて未納期間の保険料の納付勧奨が行われていることが確認でき、この納付勧奨は、督促を受けて保険料を納付したこともあったとする申立人の説明とも合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年10月まで
私は、平成2年10月に勤めを辞めて自営業になるので、申立期間当初に市役所支所で国民年金への切替手続を行った。その後、納付書が届かないので確認し、未納分の保険料は妻が約2年遅れで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年3月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は、未納分の保険料は妻が約2年遅れで納付していたと説明しており、申立期間直後の2年半の保険料は過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、平成2年10月に勤めを辞めて、申立期間当初に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと説明しており、申立人が所持する国民年金手帳には同年11月1日の国民年金の第1号被保険者への種別変更、同年12月11日の申立期間当時に居住していた市への住所変更が記載されている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、手帳記号番号が払い出された昭和61年8月以降は第3号被保険者期間を除き申立期間を含め保険料を全て納付しているほか、申立人の第1号被保険者への種別変更に伴い、自身の国民年金の第3号被保険者から第1号被保者への種別変更が平成3年5月29日に処理され、申立期間当初の2年11月から3年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる。

以上のような申立人及び申立期間の保険料を納付していたとされる妻の国民年金の加入状況、保険料の納付状況に関する記録及び申立人及びその妻の説明を踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の二女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は申立期間を除き国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 36 年 4 月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 8 月
② 平成 10 年 2 月

私は、平成 3 年 8 月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付した。8 年 11 月以降の国民年金加入期間の保険料も全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 1 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は平成 8 年 11 月頃の国民年金の加入手続以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は会社を退職した平成 3 年 8 月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 8 年 11 月頃に払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない。また、申立人は、当該期間当時に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年1月まで

私は、申立期間を含む昭和47年8月から48年1月までの期間の国民年金保険料を48年1月29日に納付したことを示す領収証書を所持している。また、私は、年金事務所において、申立期間の保険料が48年6月に還付されているとの説明を受けた。しかし、私は、同保険料が還付されることがあることを知らなかったし、還付通知書を受け取ったことも還付請求書を提出したこともない。申立期間が納付済みの保険料を還付した上で国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人の申立期間を含む昭和47年8月から48年1月までの期間の国民年金保険料は、48年1月29日に納付されていることが確認できる。また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和48年6月に、申立人の申立期間に係る納付済保険料の還付決議が行われ、当該期間が未加入期間に変更されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年11月から48年1月までの期間については、国民年金の強制加入被保険者期間であるにもかかわらず、当該期間の保険料を還付するとともに、同期間を国民年金の未加入期間としていることから、明らかに誤還付であると認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月については、50年10月の脱退手当金の受領手続を行う前の厚生年金保険の加入期間であり、国民年金の加入期間でもあったことから、国民年金保険料を重複納付として還付したものであり、誤還付であると認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年1月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月から 42 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったとき時に私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が学生であった期間の国民年金保険料を自治会役員に納付してくれていた。兄、姉及び義姉の保険料が納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月以降の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする二人の兄及び長姉は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を完納し、同様に申立人の母親が保険料を納付していたとする義姉も長兄と婚姻後の昭和40年4月以降の保険料は全て納付済みであるほか、申立期間当初大学生であった三姉も20歳から大学卒業までの保険料は納付済みである。

さらに、申立人が当時居住していた市は、申立期間当時は市内の地区によっては自治会による保険料の収納が行われていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和45年10月から47年3月まで

私の夫は、申立期間当初は、当時夫が店を営み、住民票を置いていた区で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和46年に、現在居住する区に住民票を異動させた後は、私が保険料を金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人は46年6月に現在居住する区に転居届を提出しており、転居届提出後の区の国民年金被保険者の氏名索引簿に「46.10.12住変」と記載があることから、46年10月時点で申立人の国民年金の住所変更手続は行われていたことが確認でき、当該変更時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和45年10月から46年3月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、夫も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

私の母は、転職で厚生年金保険が途切れると将来年金を受け取ることができなくなると心配し、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 45 年 5 月及び 6 月については、当該期間は 2 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は 45 年 6 月に払い出され、当該払出時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が所持する領収証書から当該期間直後の同年 7 月から 12 月までの保険料は現年度納付されていることが確認できること、申立人の保険料を納付していたとする母親及び父親は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和 45 年 4 月については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には「資格取得日昭和 45 年 5 月 1 日」との記載があり、当該期間は平成 4 年 7 月に記録整備により国民年金加入期間とされた期間であることがオンライン記録で確認でき、手帳記号番号払出時点では未加入期間とされ保険料を納付することができない期間であり、記録整備実施時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、37年7月から38年3月までの期間及び38年9月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで
③ 昭和38年9月から39年3月まで

私の妻は、昭和36年4月から60歳までの国民年金保険料を夫婦一緒に納付しており、申立期間の保険料を未納にした理由や記憶に思い当たることは無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月、9か月及び7か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和36年4月時点では、申立期間の保険料はいずれも現年度納付することが可能であったこと、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻は、3か月ごとに区役所又は区出張所で保険料を納付し、その際に国民年金手帳への印紙の貼付及び押印をしてもらっていたと説明しており、申立期間当時に申立人が居住していた区の保険料の納付方法と合致すること、申立人の妻が納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、37年7月から38年3月までの期間及び38年9月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで
③ 昭和38年9月から39年3月まで

私は、昭和36年4月から60歳までの国民年金保険料を夫婦一緒に納付しており、申立期間の保険料を未納にした理由や記憶に思い当たることは無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月、9か月及び7か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和36年4月時点では、申立期間の保険料はいずれも現年度納付することが可能であったこと、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人は、3か月ごとに区役所又は区出張所で保険料を納付し、その際に国民年金手帳への印紙の貼付及び押印をしてもらっていたと説明しており、申立期間当時に申立人が居住していた区の保険料の納付方法と合致すること、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年9月まで

私の母は、実家で経営する店で働いていた叔父及び店の従業員の国民年金保険料を給与から天引きして納付していた。私も20歳前から家業に従事しており、婚姻時に年金手帳を母から渡されたので、実家で働いていた期間は母が給与から天引きして保険料を納付してくれたはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から48年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された46年10月時点で、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、申立人の保険料を納付したとする母親及び父親は、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付していること、申立人は給与から保険料を天引きされていたと説明しており、申立人と同様に給与から保険料が天引きされていたとする申立人の叔父は、申立人の家で勤務していた期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年9月から46年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、前述の手帳記号番号払出時点では当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は母親から保険料を遡って納付したとは聞いていないと説明しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から48年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、昭和48年4月に結婚し、妻が市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、市役所職員から言われ遡って納められる期間である申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②については、加入後、妻が妻の保険料と一緒に納めているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和48年4月以降62年8月に厚生年金保険に加入するまで、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、当該期間前後の期間は納付済みであるほか、夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は、当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年10月時点では、当該期間のうち42年2月から46年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、46年7月から48年3月までの期間は過年度納付することが可能であるが、妻は、遡って納付したとする保険料の納付方法、納付金額及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年4月まで

私の母は、私が会社を辞めた昭和49年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間のうち50年4月から51年3月までの保険料は還付されたものとされているが、還付を受けた記憶も無い。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされ、一部の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、現在、オンライン記録では国民年金の未加入期間とされているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和49年8月に払い出されており、申立人が当時居住していた市の申立人の国民年金被保険者名簿によると、資格取得日は49年4月14日とされていることから、申立期間は、当時、強制加入被保険者期間とされている上、当該被保険者名簿により、申立期間のうち49年4月から51年3月までの保険料は納付されていたことが確認できる。

また、還付整理簿には、申立期間のうち昭和50年4月から51年3月までの期間の保険料が、国民年金被保険者の資格取消を理由に52年4月に還付された旨の記載があるが、申立期間については、申立人が被用者年金に加入した記録等はないため、国民年金被保険者の資格を喪失する合理的理由が認められない上、オンライン記録では申立期間が全て未加入期間とされているため、当該期間の納付済みの保険料は全て還付することとなるが、還付整理簿には、前記の被保険者名簿において納付済みとなっている期間のうち、49年4月から50年3月までの期間の保険料に関する還付の記載は無く、オンライン記録でも当該期間の保険料を還付した記録は確認できないなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親、母親が申立人と一緒に

保険料を納付していたとする申立人の父親、兄及び姉（三女）については、申立期間の保険料が全て納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和63年9月

私の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、毎回夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が夫は納付済みなのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、申立期間②前後を含め昭和50年4月から第3号被保険者となる平成5年6月までの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年5月に払い出されていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料がいずれも納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、平成元年10月から2年3月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

私は、平成元年4月に国民年金に加入した。加入時から平成10年頃までの期間は、私は、私の父にお金を渡し、国民年金保険料をA郵便局で納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、厚生年金保険の資格を喪失した直後の平成元年5月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。その上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高いものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、さらに、申立期間及びその前後の数年間に於いて申立人の住所に変更はなく、加えて、申立人の父は、「申立人の国民年金保険料をA郵便局で納付していた。」と述べているとおり、A郵便局は、申立期間当時、開局している上、保険料の収納を取り扱っている。これらのことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和46年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和46年10月から同年12月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、私又は夫が申立期間の①及び②に係る夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してきた。申立期間の②の期間は、納付書で納付したことを覚えている。一緒に納付した夫の保険料は申立期間の①及び②とも納付済みになっているのに、私の申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②については、申立人は、領収印の無い当該期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持している。しかし、申立人は、同様に領収印の無い昭和45年10月から同年12月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の領収証書も所持しており、オンライン記録により、両期間の保険料の納付状況を確認すると、両期間とも納付済みになっていることが確認できる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、さらに、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫は、当該期間の保険料は納付済みであることから、申立内容に一定の整合性が見られる。

2 一方、申立期間の①については、申立人の所持する年金手帳によると、同手帳は、昭和38年10月31日に発行されていることが確認でき、また、同手帳の国民年金検認記録欄の39年度及び40年度については検認印が押され切り離されているものの、申立期間の①の36年度から38年度までの期間については検認印も無い上、38年度については、39年12月にページが切り離されていることが確認できる。これらのことから、申立期間の①の保険料は、集金人に納付されていないものと認められる。

また、申立人の保険料の大部分を納付していたとする申立人の夫は死亡しているため当時の保険料の納付状況を確認することができない上、申立期間の①のうちの 37 年 10 月から 39 年 3 月までの期間は、前述の国民年金手帳の 38 年度のページが切り離された 39 年 12 月の時点において、過年度納付が可能であるが、申立人は「夫から集金人以外の方法で保険料を納付したとは聞いていない。」と述べており、申立人の夫が当該期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人又はその夫が申立人の申立期間の①の期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人又はその夫が申立人の申立期間の①の期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月

私は、昭和 51 年 2 月 5 日に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、同年 2 月及び同年 3 月分の国民年金保険料をその場で納付した。その後、市役所から申立期間を含む同年 1 月から同年 3 月分までの納付書が送付されてきたので、同年 2 月 27 日に納付した。平成 21 年 7 月になって昭和 51 年 1 月から 3 月分までの保険料が還付されたが、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 2 月及び 3 月分の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す同年 2 月 5 日付けの領収書並びに申立期間を含む同年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む保険料を納付したことを示す同年 2 月 27 日付けの領収書を所持している。当該納付済保険料については、同年 1 月分の保険料にあつては申立人は同年 2 月 5 日に任意加入しており当該期間は未加入期間となること、同年 2 月及び同年 3 月分の保険料にあつては重複納付となることを理由に、平成 21 年 7 月 7 日になって還付決議が行われ、同年 7 月 31 日に申立期間を含む 3 か月分の付加保険料を含む保険料相当額は還付されていることがオンライン記録で確認できる。

しかしながら、行政側に本来納付することができない未加入期間である申立期間を含む期間の納付書を作成した誤りがあり、このため申立人が申立期間の保険料を納付し、これが 30 年を超える長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、この期間の保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。また、13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付を猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年4月から12年3月まで
② 平成13年4月から14年3月まで

私は、20歳のときに国民年金保険料の免除申請をし、その後大学を卒業するまで毎年度保険料の免除と学生納付特例の申請をしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間直前の平成11年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料免除承認通知書を所持しており、当時の両親の厚生年金保険の標準報酬月額からみて両親の所得が保険料の免除の所得基準を大幅に超えていたことから、所得基準以外の免除理由として、保険料を納付することが著しく困難である理由があったものと推測され、申立人及びその父親は、生活状況に大きな変化はなかったと説明していることから、当該期間についても、同様の理由で引き続き申請免除の承認がなされたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間の直前の平成12年度について学生納付特例による納付猶予期間とされていること、申立人は、大学在学中は親からの仕送りとアルバイト収入(月額約3万円)で生活していたと説明しており、アルバイト収入が学生納付特例の所得基準以下であったと考えられ、当該期間についても、引き続き納付を猶予されていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。また、13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付を猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月及び同年2月
② 平成3年6月

私は、会社退職後、国民年金保険料の納付書が送られてきたのをしばらく放置していたが、何回も送られてきたため、同居していた友人が郵便局で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録から、平成5年6月4日に当該期間のものと思われる過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料を納付したとする当時申立人と同居していた友人は、社会保険事務所（当時）から送付された納付書で保険料を郵便局で納付したと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及び申立人と同居していた友人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は送付された納付書をしばらく放置していたと説明しており、また、当該友人は当時2回目に送られてきた納付書で保険料を納付したと思うと説明していることから、当該期間の保険料は時効により納付することができなくなったと考えられるなど、申立人及び申立人と同居していた友人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年11月から44年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで

私は、昭和42年11月頃に国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、昭和43年11月頃に国民年金に加入した以降、60歳となるまで申立期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳となった昭和42年*月頃に当時居住していた区で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は43年11月頃に別の区で払い出されており、国民年金の加入手続を行った時期及び加入場所に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された区における申立期間当時の現年度保険料の納付方法は、購入した国民年金印紙を国民年金手帳に貼付し検認印を受ける印紙検認方式であったが、申立人は、印紙検認で保険料を納付した記憶が曖昧であり、遡って保険料を納付した記憶も無いほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、上記のような状況を覆すに足る新たな資料や具体的な説明はないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から62年3月まで

私は、母親から私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年10月から62年3月までの期間については、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、63年12月5日に申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったほか、申立人の保険料を納付していたとする母親は、自身の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年12月から61年9月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は62年4月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳について母親から聞いていないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、母親が申立人と同様に保険料を納付していたとする弟も申立期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 61 年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 9 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に会社を退職した後、国民健康保険と国民年金の加入手続を同日に行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 9 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間直前の期間の保険料を昭和 63 年 8 月及び同年 11 月に 3 か月分ずつ過年度納付していることがオンライン記録で確認できるほか、当該納付時点でも当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 5 月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から49年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、父又は母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間については、申立人は当該期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は婚姻した45年11月より後の46年2月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、婚姻後の申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間以降の自身の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年3月から46年3月までの期間については、申立人の父親、母親及び妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が婚姻するまでの保険料を納付していたとする父親から納付状況等を聴取することができず、母親は当時の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、婚姻後に申立人の保険料を納付していたとする妻は、婚姻後の昭和45年12月から46年3月までの自身の保険料は未納であるほか、申立人の手帳記号番号が払い出された上記時点は、第1回特例納付の実施期間であるものの、申立人の妻は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親、母親及び妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4

月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで
私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料を納付している。

また、申立期間前後の期間の保険料は前納されており、申立人の妻も申立期間及びその前後の期間の自身の保険料を前納しているほか、妻が申立期間の保険料を納付したとする金融機関は当時開設されていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年9月まで
② 昭和60年7月から同年9月まで

私は、国民年金に加入後、忘れることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年9月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 15106～15299（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 194 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15106	男		昭和28年生		4万3,000円	30万5,000円	22万2,000円
15107	男		昭和32年生		4万円	28万3,000円	17万4,000円
15108	男		昭和23年生			33万6,000円	20万7,000円
15109	男		昭和29年生		9万8,000円	33万9,000円	24万9,000円
15110	男		昭和21年生		9万9,000円	34万7,000円	25万3,000円
15111	男		昭和31年生		9万円	31万7,000円	23万2,000円
15112	男		昭和29年生		14万円	32万2,000円	27万3,000円
15113	男		昭和34年生		4万4,000円	30万9,000円	22万5,000円
15114	男		昭和34年生		8万4,000円	29万7,000円	21万6,000円
15115	男		昭和34年生		4万1,000円	27万9,000円	17万4,000円
15116	男		昭和33年生		9万2,000円	32万3,000円	23万6,000円
15117	男		昭和32年生		8万6,000円	30万2,000円	22万円
15118	男		昭和28年生		9万2,000円	32万2,000円	23万5,000円
15119	男		昭和32年生		4万4,000円	30万9,000円	25万9,000円
15120	男		昭和33年生		4万1,000円	29万4,000円	21万4,000円
15121	男		昭和37年生		7万5,000円	26万6,000円	19万3,000円
15122	男		昭和34年生		17万8,000円	31万2,000円	26万2,000円
15123	女		昭和36年生		3万3,000円	25万3,000円	15万1,000円
15124	男		昭和38年生		1万6,000円	25万5,000円	12万5,000円
15125	男		昭和36年生		11万5,000円	26万6,000円	19万5,000円
15126	男		昭和33年生		8万1,000円	27万4,000円	20万1,000円
15127	男		昭和36年生			23万8,000円	13万円
15128	男		昭和37年生		3万7,000円	26万3,000円	16万2,000円
15129	男		昭和36年生		1万4,000円	22万2,000円	14万4,000円
15130	男		昭和34年生		3万3,000円	25万8,000円	12万7,000円
15131	男		昭和39年生		7万7,000円	27万2,000円	22万8,000円
15132	男		昭和39年生		7万4,000円	25万1,000円	18万6,000円
15133	男		昭和39年生		7万3,000円	24万6,000円	21万円
15134	男		昭和36年生		15万6,000円	27万5,000円	26万1,000円
15135	男		昭和39年生		15万5,000円	27万4,000円	23万円
15136	男		昭和39年生		3万6,000円	25万9,000円	18万8,000円
15137	男		昭和36年生		7万8,000円	27万5,000円	20万円
15138	男		昭和38年生		7万2,000円	25万6,000円	18万6,000円
15139	男		昭和39年生		7万円	23万6,000円	14万7,000円
15140	男		昭和40年生			21万5,000円	10万6,000円
15141	男		昭和34年生		4万円	27万円	19万8,000円
15142	男		昭和40年生		7万円	25万円	18万2,000円
15143	女		昭和26年生		3万1,000円	23万2,000円	13万8,000円
15144	男		昭和39年生		7万3,000円	25万9,000円	
15145	女		昭和41年生		6万9,000円	23万5,000円	17万3,000円
15146	男		昭和41年生		3万5,000円	24万4,000円	17万8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15147	男		昭和40年生		6万9,000円	23万2,000円	19万7,000円
15148	男		昭和41年生		7万2,000円	25万6,000円	18万6,000円
15149	男		昭和42年生		10万8,000円	25万6,000円	18万6,000円
15150	男		昭和40年生		10万5,000円	24万8,000円	18万円
15151	男		昭和41年生		3万5,000円	25万2,000円	18万3,000円
15152	男		昭和40年生		6万8,000円	22万9,000円	16万9,000円
15153	男		昭和41年生		6万8,000円	22万9,000円	16万8,000円
15154	男		昭和41年生		2万9,000円	23万円	12万4,000円
15155	男		昭和38年生		11万6,000円	27万3,000円	19万8,000円
15156	男		昭和41年生		7万円	24万9,000円	18万1,000円
15157	女		昭和37年生		1万5,000円	22万4,000円	12万2,000円
15158	男		昭和38年生		2万8,000円	22万2,000円	13万1,000円
15159	男		昭和40年生		7万円	23万7,000円	17万5,000円
15160	男		昭和43年生		10万4,000円	24万6,000円	17万8,000円
15161	男		昭和42年生		6万7,000円	23万6,000円	17万2,000円
15162	男		昭和42年生		6万7,000円	23万9,000円	17万3,000円
15163	男		昭和42年生		10万1,000円	23万9,000円	20万円
15164	男		昭和42年生		3万3,000円	22万2,000円	16万4,000円
15165	男		昭和41年生		6万9,000円	24万6,000円	17万8,000円
15166	男		昭和42年生		3万2,000円	22万1,000円	13万7,000円
15167	男		昭和38年生		7万1,000円	25万3,000円	18万4,000円
15168	男		昭和41年生		13万8,000円	24万6,000円	23万3,000円
15169	男		昭和42年生		10万2,000円	24万3,000円	17万6,000円
15170	男		昭和41年生		6万9,000円	24万6,000円	17万8,000円
15171	男		昭和38年生		10万6,000円	25万1,000円	20万9,000円
15172	男		昭和42年生		6万8,000円	24万2,000円	20万2,000円
15173	男		昭和41年生		4万4,000円	23万2,000円	13万7,000円
15174	女		昭和42年生		4万4,000円	21万8,000円	13万円
15175	女		昭和39年生		6万7,000円	22万7,000円	16万7,000円
15176	男		昭和41年生		2万6,000円	20万6,000円	13万2,000円
15177	男		昭和42年生		6万9,000円	24万7,000円	18万円
15178	男		昭和40年生		4万4,000円	22万9,000円	13万5,000円
15179	男		昭和40年生		6万9,000円	24万6,000円	17万8,000円
15180	男		昭和42年生		3万5,000円	25万円	15万5,000円
15181	男		昭和41年生		10万1,000円	22万6,000円	16万6,000円
15182	男		昭和43年生		6万7,000円	23万8,000円	17万3,000円
15183	男		昭和43年生		3万2,000円	23万4,000円	14万4,000円
15184	男		昭和43年生		1万3,000円	21万6,000円	12万8,000円
15185	男		昭和44年生		6万5,000円	23万3,000円	16万8,000円
15186	男		昭和43年生		3万3,000円	23万6,000円	17万1,000円
15187	男		昭和42年生		9万8,000円	23万4,000円	16万9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15188	男		昭和43年生		1万2,000円	18万8,000円	10万2,000円
15189	男		昭和43年生		6万8,000円	24万1,000円	14万9,000円
15190	男		昭和43年生		10万円	23万7,000円	19万7,000円
15191	女		昭和44年生		2万8,000円	20万9,000円	11万4,000円
15192	男		昭和39年生		2万9,000円	22万5,000円	15万6,000円
15193	女		昭和44年生		1万3,000円	20万2,000円	12万1,000円
15194	女		昭和44年生		4万5,000円	22万2,000円	13万3,000円
15195	女		昭和44年生		4万7,000円	23万1,000円	13万8,000円
15196	男		昭和45年生		6万4,000円	21万6,000円	15万9,000円
15197	男		昭和43年生		3万円	23万5,000円	13万9,000円
15198	男		昭和44年生		9万6,000円	22万9,000円	19万1,000円
15199	男		昭和44年生		2万7,000円	19万9,000円	11万9,000円
15200	男		昭和43年生		2万7,000円	21万5,000円	12万7,000円
15201	男		昭和45年生		2万7,000円	20万3,000円	12万1,000円
15202	男		昭和44年生		3万2,000円	22万円	16万2,000円
15203	男		昭和44年生		3万円	23万4,000円	13万8,000円
15204	男		昭和45年生		6万4,000円	21万7,000円	15万9,000円
15205	男		昭和45年生		1万3,000円	19万円	10万4,000円
15206	女		昭和44年生		1万3,000円	19万2,000円	11万5,000円
15207	女		昭和44年生		3万1,000円	22万7,000円	13万6,000円
15208	女		昭和44年生		3万円	22万6,000円	14万7,000円
15209	女		昭和44年生		1万4,000円	10万6,000円	6万3,000円
15210	女		昭和44年生		2万7,000円	20万1,000円	12万円
15211	男		昭和40年生		7万1,000円	24万7,000円	
15212	男		昭和43年生		6万5,000円	21万8,000円	16万1,000円
15213	男		昭和43年生		9万8,000円	23万3,000円	19万4,000円
15214	女		昭和45年生			18万2,000円	9万9,000円
15215	男		昭和45年生		4万1,000円	21万3,000円	13万7,000円
15216	男		昭和45年生		2万6,000円	19万4,000円	11万6,000円
15217	男		昭和45年生		2万7,000円	21万1,000円	12万5,000円
15218	男		昭和45年生		2万9,000円	23万円	13万6,000円
15219	男		昭和44年生		2万9,000円	23万2,000円	13万7,000円
15220	男		昭和44年生		1万3,000円	19万4,000円	11万6,000円
15221	男		昭和45年生		1万4,000円	23万2,000円	13万7,000円
15222	男		昭和44年生		1万3,000円	19万3,000円	10万5,000円
15223	男		昭和45年生		1万2,000円	18万9,000円	11万3,000円
15224	男		昭和45年生		2万9,000円	23万2,000円	13万7,000円
15225	男		昭和44年生		2万7,000円	19万7,000円	11万8,000円
15226	男		昭和45年生		2万7,000円	19万7,000円	12万8,000円
15227	男		昭和45年生		3万円	21万9,000円	13万1,000円
15228	男		昭和45年生		3万円	23万4,000円	15万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15229	男		昭和45年生		3万円	22万円	14万3,000円
15230	男		昭和46年生		3万円	23万3,000円	12万6,000円
15231	男		昭和45年生		4万4,000円	21万7,000円	13万円
15232	男		昭和45年生		3万8,000円	19万9,000円	12万7,000円
15233	男		昭和45年生		4万5,000円	21万9,000円	15万5,000円
15234	女		昭和45年生		4万円	19万7,000円	12万9,000円
15235	女		昭和45年生		2万6,000円	19万7,000円	11万8,000円
15236	男		昭和43年生		4万円	19万7,000円	12万9,000円
15237	男		昭和42年生		2万6,000円	19万2,000円	11万5,000円
15238	男		昭和30年生		7万8,000円	27万1,000円	19万7,000円
15239	男		昭和42年生		10万2,000円	24万2,000円	20万2,000円
15240	男		昭和43年生		3万円	23万6,000円	14万円
15241	男		昭和46年生		2万5,000円	19万7,000円	11万7,000円
15242	男		昭和45年生		1万2,000円	17万9,000円	9万7,000円
15243	男		昭和46年生		2万5,000円	19万8,000円	11万8,000円
15244	男		昭和45年生		2万8,000円	22万3,000円	13万2,000円
15245	男		昭和46年生		1万2,000円	19万6,000円	11万6,000円
15246	男		昭和45年生		1万2,000円	19万4,000円	10万5,000円
15247	男		昭和44年生		2万5,000円	18万5,000円	11万1,000円
15248	男		昭和45年生		2万5,000円	18万4,000円	11万円
15249	男		昭和46年生		2万5,000円	18万4,000円	11万円
15250	男		昭和46年生			19万5,000円	11万5,000円
15251	男		昭和45年生		2万5,000円	19万7,000円	12万6,000円
15252	男		昭和45年生		4万3,000円	22万3,000円	14万4,000円
15253	男		昭和46年生		5万8,000円	22万5,000円	13万3,000円
15254	男		昭和45年生		3万7,000円	19万7,000円	12万6,000円
15255	男		昭和47年生		5万8,000円	21万2,000円	15万円
15256	男		昭和46年生		2万5,000円	19万9,000円	11万8,000円
15257	男		昭和45年生		2万5,000円	18万4,000円	11万円
15258	男		昭和21年生		9万4,000円	31万5,000円	23万3,000円
15259	女		昭和22年生		1万3,000円	19万2,000円	11万5,000円
15260	女		昭和48年生		2万4,000円	17万8,000円	10万7,000円
15261	女		昭和48年生		2万4,000円	17万7,000円	10万6,000円
15262	男		昭和47年生		2万4,000円	19万3,000円	11万4,000円
15263	男		昭和47年生		2万4,000円	19万1,000円	11万3,000円
15264	男		昭和47年生		4万2,000円	20万5,000円	13万4,000円
15265	男		昭和48年生		2万4,000円	18万9,000円	11万2,000円
15266	男		昭和45年生		2万4,000円	17万8,000円	10万7,000円
15267	男		昭和47年生		1万4,000円	20万4,000円	12万2,000円
15268	男		昭和47年生		2万4,000円	17万9,000円	10万7,000円
15269	男		昭和47年生		2万4,000円	19万2,000円	12万2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間① (平成17年8月31日)	申立期間② (平成17年12月9日)	申立期間③ (平成18年2月28日)
15270	男		昭和47年生		2万4,000円	19万1,000円	11万3,000円
15271	男		昭和47年生			21万8,000円	12万9,000円
15272	男		昭和47年生		2万4,000円	17万8,000円	10万7,000円
15273	男		昭和48年生		2万4,000円	19万2,000円	11万4,000円
15274	男		昭和47年生		2万5,000円	19万1,000円	11万4,000円
15275	女		昭和47年生		2万4,000円	17万8,000円	10万6,000円
15276	女		昭和46年生		1万4,000円	20万8,000円	12万4,000円
15277	男		昭和44年生		2万6,000円	19万2,000円	13万5,000円
15278	女		昭和47年生		2万4,000円	18万円	10万8,000円
15279	女		昭和47年生		1万1,000円	17万円	10万2,000円
15280	男		昭和47年生		2万8,000円	22万円	13万円
15281	男		昭和46年生		2万8,000円	21万9,000円	12万9,000円
15282	男		昭和48年生		4万2,000円	20万4,000円	13万3,000円
15283	男		昭和47年生		2万8,000円	20万6,000円	12万3,000円
15284	男		昭和47年生		4万2,000円	22万1,000円	13万円
15285	男		昭和48年生		4万2,000円	20万5,000円	12万3,000円
15286	男		昭和47年生		4万2,000円	21万3,000円	13万8,000円
15287	女		昭和47年生		2万4,000円	17万8,000円	10万7,000円
15288	女		昭和47年生		2万4,000円	17万5,000円	11万4,000円
15289	男		昭和47年生		4万2,000円	21万9,000円	14万1,000円
15290	男		昭和47年生		2万8,000円	21万8,000円	12万9,000円
15291	男		昭和46年生		2万4,000円	17万8,000円	10万7,000円
15292	男		昭和47年生		2万4,000円	17万7,000円	11万6,000円
15293	男		昭和47年生		2万4,000円	17万6,000円	11万5,000円
15294	女		昭和47年生		2万4,000円	17万6,000円	10万6,000円
15295	女		昭和47年生		2万4,000円	17万6,000円	10万5,000円
15296	男		昭和46年生		2万4,000円	19万3,000円	11万4,000円
15297	男		昭和31年生		1万5,000円	22万8,000円	13万6,000円
15298	男		昭和30年生		3万2,000円	23万6,000円	12万9,000円
15299	男		昭和46年生		2万5,000円	18万3,000円	9万9,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支払一覧表及び賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払一覧表及

び賞与支払明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 42 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15300	女		昭和41年生		平成15年7月31日	30万 円
15301	女		昭和35年生		平成15年7月31日	60万 円
					平成15年12月31日	60万 円
15302	女		昭和24年生		平成15年7月31日	30万 円
					平成15年12月31日	30万 円
					平成16年7月31日	30万 円
					平成16年12月31日	30万 円
					平成17年7月31日	30万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
15303	男		昭和9年生		平成15年7月31日	25万 円
					平成15年12月31日	30万 円
15304	女		昭和20年生		平成15年7月31日	3万 円
					平成15年12月31日	3万 円
					平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	3万 円
					平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	9,000円
					平成18年7月31日	1万 円
					平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	2万 円
					平成19年12月31日	1万 9,000円
15305	女		昭和30年生		平成15年7月31日	30万 円
					平成15年12月31日	30万 円
					平成16年7月31日	30万 円
					平成16年12月31日	30万 円
					平成17年7月31日	30万 円
					平成17年12月31日	7万 8,000円
15306	男		昭和22年生		平成15年7月31日	3万 円
					平成15年12月31日	3万 円
					平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	3万 円
					平成17年7月31日	3万 円
15307	女		昭和24年生		平成15年7月31日	5万 円
					平成15年12月31日	5万 円
					平成16年7月31日	5万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15308	女		昭和42年生		平成15年7月31日	30万 円
					平成15年12月31日	30万 円
15309	男		昭和42年生		平成15年7月31日	30万 円
					平成15年12月31日	30万 円
					平成16年7月31日	30万 円
15310	女		昭和18年生		平成15年7月31日	10万 円
					平成15年12月31日	15万 円
					平成16年7月31日	17万 5,000円
					平成16年12月31日	20万 円
					平成17年7月31日	22万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
15311	女		昭和19年生		平成15年7月31日	5万 円
					平成15年12月31日	5万 円
					平成16年7月31日	5万 円
					平成16年12月31日	5万 円
					平成17年7月31日	5万 円
					平成17年12月31日	1万 9,000円
					平成18年7月31日	2万 円
					平成18年12月31日	1万 9,000円
					平成19年7月31日	3万 円
					平成19年12月31日	2万 9,000円
15312	女		昭和20年生		平成15年7月31日	5万 円
					平成15年12月31日	5万 円
					平成16年7月31日	5万 円
15313	女		昭和24年生		平成15年7月31日	3万 円
					平成15年12月31日	3万 円
					平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	3万 円
					平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	9,000円
					平成18年7月31日	1万 円
					平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	2万 円
					平成19年12月31日	1万 9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15314	女		昭和25年生		平成15年7月31日	25万 円
					平成15年12月31日	30万 円
					平成16年7月31日	30万 円
					平成16年12月31日	30万 円
					平成17年7月31日	30万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
					平成18年7月31日	7万 円
					平成18年12月31日	6万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15315	女		昭和37年生		平成15年7月31日	25万 円
					平成15年12月31日	30万 円
					平成16年7月31日	30万 円
					平成16年12月31日	25万 円
15316	男		昭和45年生		平成15年7月31日	20万 円
					平成15年12月31日	25万 円
					平成16年7月31日	27万 5,000円
					平成16年12月31日	28万 円
					平成17年7月31日	29万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
					平成18年7月31日	7万 円
					平成18年12月31日	6万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15317	女		昭和32年生		平成15年7月31日	3万 円
					平成15年12月31日	3万 円
					平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	3万 円
					平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	9,000円
					平成18年7月31日	1万 円
					平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	2万 円
					平成19年12月31日	1万 9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15318	女		昭和18年生		平成15年7月31日	15万 円
					平成15年12月31日	20万 円
					平成16年7月31日	22万 5,000円
					平成16年12月31日	23万 円
					平成17年7月31日	24万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
					平成18年7月31日	7万 円
					平成18年12月31日	6万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15319	女		昭和35年生		平成15年7月31日	15万 円
					平成15年12月31日	20万 円
15320	女		昭和22年生		平成15年7月31日	5万 円
					平成15年12月31日	5万 円
					平成16年7月31日	5万 円
					平成16年12月31日	5万 円
					平成17年7月31日	5万 円
					平成17年12月31日	1万 9,000円
15321	女		昭和36年生		平成15年7月31日	15万 円
					平成15年12月31日	20万 円
					平成16年7月31日	22万 5,000円
					平成16年12月31日	23万 円
					平成17年7月31日	24万 円
					平成17年12月31日	7万 8,000円
					平成18年7月31日	7万 円
					平成18年12月31日	6万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15322	女		昭和20年生		平成15年7月31日	5万 円
					平成15年12月31日	5万 円
15323	女		昭和50年生		平成15年7月31日	15万 円
					平成15年12月31日	20万 円
					平成16年7月31日	22万 5,000円
					平成16年12月31日	23万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15324	男		昭和54年生		平成15年7月31日	5万 円
					平成15年12月31日	10万 円
					平成16年7月31日	10万 円
					平成16年12月31日	10万 円
15325	女		昭和48年生		平成15年7月31日	3万 円
					平成15年12月31日	10万 円
					平成16年7月31日	15万 円
					平成16年12月31日	15万 5,000円
15326	女		昭和35年生		平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	3万 円
					平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	9,000円
					平成18年7月31日	1万 円
					平成18年12月31日	9,000円
15327	女		昭和24年生		平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	3万 円
					平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	9,000円
					平成18年7月31日	1万 円
					平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	2万 円
					平成19年12月31日	1万 9,000円
15328	男		昭和35年生		平成16年7月31日	5万 円
					平成16年12月31日	10万 円
					平成17年7月31日	15万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
					平成18年7月31日	5万 円
					平成18年12月31日	4万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15329	女		昭和22年生		平成16年7月31日	5万 円
					平成16年12月31日	5万 円
					平成17年7月31日	5万 円
					平成17年12月31日	1万 9,000円
					平成18年7月31日	2万 円
					平成18年12月31日	1万 9,000円
					平成19年7月31日	3万 円
					平成19年12月31日	2万 9,000円
15330	男		昭和50年生		平成16年7月31日	3万 円
					平成16年12月31日	5万 円
					平成17年7月31日	5万 円
					平成17年12月31日	1万 9,000円
15331	女		昭和23年生		平成16年12月31日	2万 円
					平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	9,000円
					平成18年7月31日	1万 円
					平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	2万 円
					平成19年12月31日	1万 9,000円
15332	女		昭和29年生		平成16年12月31日	1万 円
					平成17年7月31日	5万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
					平成18年7月31日	5万 円
					平成18年12月31日	4万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15333	女		昭和33年生		平成17年7月31日	5万 円
					平成17年12月31日	4万 8,000円
					平成18年7月31日	5万 円
					平成18年12月31日	4万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15334	女		昭和25年生		平成17年7月31日	3万 円
					平成17年12月31日	2万 9,000円
					平成18年7月31日	5万 円
					平成18年12月31日	4万 8,000円
					平成19年7月31日	7万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15335	女		昭和50年生		平成18年7月31日	3万 円
					平成18年12月31日	4万 8,000円
					平成19年7月31日	5万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15336	男		昭和44年生		平成18年7月31日	3万 円
					平成18年12月31日	4万 8,000円
					平成19年7月31日	5万 円
					平成19年12月31日	6万 8,000円
15337	女		昭和28年生		平成19年12月31日	1万 9,000円
15338	女		昭和30年生		平成18年12月31日	1万 9,000円
					平成19年12月31日	2万 9,000円
15339	女		昭和29年生		平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	2万 円
					平成19年12月31日	1万 9,000円
15340	女		昭和56年生		平成18年12月31日	9,000円
					平成19年7月31日	3万 円
					平成19年12月31日	4万 8,000円
15341	女		昭和21年生		平成19年12月31日	1万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月2日は120万円、18年11月1日は70万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月2日
② 平成18年11月1日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給金額から、平成17年12月2日は120万円、18年11月1日は70万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 18 日
② 平成 19 年 12 月 18 日
③ 平成 20 年 7 月 31 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 18 日
② 平成 19 年 12 月 18 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 18 日及び同年 12 月 18 日は 5 万円、20 年 7 月 31 日は 7 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 18 日
② 平成 19 年 12 月 18 日
③ 平成 20 年 7 月 31 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月 18 日及び同年 12 月 18 日は 5 万円、20 年 7 月 31 日は 7 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 5 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 18 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、5 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 31 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉 (別添一覧表参照)

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤り

により訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 12 件 (別添一覧表参照)

事案	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15348	男		昭和45年生		平成18年6月21日	38万円
15349	女		昭和50年生		平成18年6月21日	55万4,000円
15350	男		昭和47年生		平成18年6月21日	59万1,000円
15351	男		昭和49年生		平成18年6月21日	55万4,000円
15352	男		昭和49年生		平成18年6月21日	47万4,000円
15353	女		昭和56年生		平成18年6月21日	21万8,000円
15354	女		昭和55年生		平成18年6月21日	37万4,000円
15355	女		昭和56年生		平成18年6月21日	41万5,000円
15356	女		昭和56年生		平成18年6月21日	41万5,000円
15357	男		昭和58年生		平成18年6月21日	39万3,000円
15358	女		昭和57年生		平成18年6月21日	33万7,000円
15359	女		昭和58年生		平成18年6月21日	33万7,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月11日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、オンライン記録によると、標準賞与額は、4万円と記録されている。

しかしながら、A社から提出された夏季手当給料台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記夏季手当給料台帳において確認できる支給合計額及び厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録における標準賞与額と申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料との差額については納付していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与データの記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与データの記録において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 20 日は 22 万 9,000 円、18 年 12 月 20 日は 32 万 5,000 円、19 年 7 月 18 日は 24 万 7,000 円、同年 12 月 19 日は 32 万 5,000 円、20 年 7 月 16 日は 24 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 18 日
④ 平成 19 年 12 月 19 日
⑤ 平成 20 年 7 月 16 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び給料支給明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 20 日は 22 万 9,000 円、18 年 12 月 20 日は 32 万 5,000 円、19 年 7 月 18 日は 24 万 7,000 円、同年 12 月 19 日は 32 万 5,000 円、20 年 7 月 16 日は 24 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 20 日は 5 万 7,000 円、18 年 12 月 20 日は 10 万円、19 年 7 月 18 日は 6 万円、同年 12 月 19 日は 10 万円、20 年 7 月 16 日は 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 18 日
④ 平成 19 年 12 月 19 日
⑤ 平成 20 年 7 月 16 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び給料支給明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月20日は5万7,000円、18年12月20日は10万円、19年7月18日は6万円、同年12月19日は10万円、20年7月16日は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 20 日は 5 万 7,000 円、18 年 12 月 20 日は 10 万円、19 年 7 月 18 日は 6 万円、同年 12 月 19 日は 10 万円、20 年 7 月 16 日は 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 18 日
④ 平成 19 年 12 月 19 日
⑤ 平成 20 年 7 月 16 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び給料支給明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月20日は5万7,000円、18年12月20日は10万円、19年7月18日は6万円、同年12月19日は10万円、20年7月16日は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 20 日は 66 万円、18 年 12 月 20 日は 88 万円、19 年 7 月 18 日は 84 万円、同年 12 月 19 日は 88 万円、20 年 7 月 16 日は 84 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 20 日
② 平成 18 年 12 月 20 日
③ 平成 19 年 7 月 18 日
④ 平成 19 年 12 月 19 日
⑤ 平成 20 年 7 月 16 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び給料支給明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の

賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月20日は66万円、18年12月20日は88万円、19年7月18日は84万円、同年12月19日は88万円、20年7月16日は84万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和31年12月1日）及び資格取得日（昭和32年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から30年9月16日まで
② 昭和30年9月17日から同年11月30日まで
③ 昭和30年12月1日から31年10月1日まで
④ 昭和31年12月1日から32年12月1日まで

B社で勤務した期間のうち申立期間①及び②、A社で勤務した期間のうち申立期間③及び④の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和31年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年12月1日に資格を喪失後、32年12月1日に同社において再度資格を取得しており、31年12月から32年11月までの被保険者記録が無い。

しかし、複数の従業員の供述から、申立人が申立期間④においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。また、当該従業員のうち一人は、申立人と同じ職種である旨供述しており、当該期間において厚生年金保険の記録が継続している。

また、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している従業員はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、昭和 31 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 31 年 12 月から 32 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間③について、A 社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 10 月 1 日であり、申立期間③は適用事業所になっていない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、申立期間③に勤務していた従業員から、当該期間の厚生年金保険料の控除及び資料について供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①及び②について、B 社に勤務していた従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立期間①の勤務は推認できる。

しかし、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び申立期間②の勤務実態等を確認することができない。

また、申立期間①に B 社に勤務していた従業員から、当該期間の厚生年金保険の取扱いについて供述が得られず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、記載されている従業員のほとんどが昭和 28 年 4 月 1 日より前に資格喪失していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和54年6月に入社しており、同社の同年6月分及び同年7月分の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人が提出した申立期間に係る同社における給料支払明細書により、申立人が申立期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は、当時の資料を保管していないとしており、このほかにも確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和46年12月1日、資格喪失日は47年10月11日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から47年10月11日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが、同社に継続して勤務していた。厚生年金基金の記録は申立期間も継続しているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC連合会（現在は、D連合会）からの通知書、A社から提出された厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に申立期間も勤務していたことが確認できる。

また、上記厚生年金基金加入員台帳には、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和46年12月1日、資格喪失日は47年10月11日と記録されている上、同社本社の事務担当者は、A厚生年金基金設立以降、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出の用紙は複写式であったと回答している。

一方、A社B工場における厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録が見当たらない上、申立期間において、整理番号が欠落していることが確認できることから、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における被保険者資格取得日は昭和46年12月1日、資格喪失日は47年10月11日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に事業所間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事担当者の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年3月1日に同社B工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、昭和46年8月26日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月2日まで
② 昭和46年4月30日から同年8月26日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和46年8月26日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は、当初、昭和46年8月26日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和46年4月30日）より後の同年11月2日付けで、同年4月30日に遡って訂正されたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和46年8月25日に本店をB市に移転し当該期間も法人事業所であったことが確認でき、また、上記事業所別被保険者名簿によると、申立人同様、被保険者資格喪失日を同年8月26日から同年4月30日に遡及訂正された従業員が申立人を含め5人いることが確認できることから、同社は申立期間②当時においても、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和46年8月26日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①については、複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の従業員及び元代表者の子は、「A社には一定期間の試用期間があった。」旨供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和46年3月2日に雇用保険の被保険者資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致しているところ、雇用保険の加入記録が確認できる複数の従業員においても、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和46年3月2日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

なお、A社の元代表者の子は、当時の代表者は既に死亡しており、当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和48年6月20日）及び資格取得日（昭和49年2月18日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月20日から49年2月18日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、勤続3年間以上在職していなければもらうことのできない退職金をもらっており、同社に継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和47年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、48年6月20日に資格を喪失後、49年2月18日に同社において再度資格を取得しており、48年6月から49年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間及びその前後にA社に勤務した複数の従業員は、申立人は正社員で製造部に従事していたとしている。

さらに、上記事業所別被保険者名簿によると、申立期間前後において申立人と同じ製造部に従事した複数の従業員においては、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、再取得した記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月から49年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から3年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年4月25日まで
年金事務所からの回答により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より少ないことが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から3年3月までは53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月25日より後の同年5月7日付けで20万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の従業員が申立期間当時、A社において、標準報酬月額が遡って訂正処理されていることが確認できる。

なお、従業員の一人は「申立人は営業担当であり、社会保険事務には関与していない。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た、平成2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から3年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年5月21日から20年7月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13年5月から同年11月までは26万円、同年12月から14年11月までは20万円、同年12月から15年11月までは24万円、同年12月から16年8月までは26万円、同年9月から18年7月までは30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から20年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月21日から20年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年5月から20年3月までの期間、同年5月及び同年6月については、申立人が提出した13年分から15年分までの給与所得の源泉徴収票及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、13年5

月から同年11月までは26万円、同年12月から14年11月までは20万円、同年12月から15年11月までは24万円、同年12月から16年8月までは26万円、同年9月から18年7月までは30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から20年3月まで、同年5月及び同年6月は30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成20年4月の標準報酬月額については、申立人は保険料控除を確認できる給与支給明細書を保有していないものの、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額は、当該期間の前後の期間において一定であり、同年4月についても同額の保険料が控除されていたと認められることから、30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記源泉徴収票及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記源泉徴収票及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年7月については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録より高額であるが、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から同年12月までは30万円、15年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月から16年8月までは28万円、同年9月から20年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月21日から同年6月1日まで
② 平成14年10月1日から20年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無く、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、申立人が提出した給与支給明細書及びA社の回答から、申立人は同社に平成14年5月21日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成14年10月から同年12月までは30万円、15年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月から16年8月までは28万円、同年9月から20年6月までは30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 56 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 12 年 1 月 31 日まで
A社の取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 1 月 31 日より後の同年 3 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、56 万円と記録されていたものが、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間直前に取締役に就任しているところ、同社の当時の他の取締役は、申立人は営業担当取締役であり、同社の社会保険の届出業務は、代表取締役が担当していたとしており、申立人も、自身は営業担当であったとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 56 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年8月28日）及び資格取得日（昭和41年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月28日から41年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の海外留学制度で昭和40年8月から42年6月までは留学していたが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された退職金支給明細票兼領収書から、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間を含む昭和40年8月から42年6月までの期間はA社の海外留学制度を利用し、海外留学した期間であるとしているところ、当該制度を利用した期間のうち、41年4月から42年6月までにおいて、申立人は厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、当該制度を利用し留学した同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、海外留学中を含め継続していることが確認できる。

さらに、上記の同僚は、「申立人も海外留学中は厚生年金保険に加入して保険料を控除されているはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月16日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年8月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月30日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月16日から同年9月1日まで
② 昭和38年1月30日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和37年4月に入社し、同社C工場、同社B工場及び同社D工場の間を日程表どおり工場実習で異動したが、定年退職まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された異動履歴及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年8月16日に同社C工場から同社B工場に異動、38年2月1日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年9月及び同年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認

できる資料が保管されていないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年10月1日、資格喪失日に係る記録を23年2月22日とし、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から23年2月22日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社D支店において、昭和22年4月11日に資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失後、23年2月23日に同社E支店において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録、B社から提出された（在籍）証明書、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社D支店に入社し、同社同支店から同社C支店に異動した。」と供述しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、同社D支店の資格喪失原因は「転勤」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社C支店が同社E支店に合併された。」と供述している。このことについて、当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる、同社C支店から同社E支店へ異動した被保険者の記録を確認したところ、同社C支店から11名が「廃止」（全喪）により昭和23年2月22日に資格を喪失し、同年2月23日に同社E支店において申立人を含む12名が資格を取得していることから、申立人は、

同社C支店から同社E支店へ異動したものと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社E支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店及び同社E支店における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年10月から23年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、平成2年6月から同年9月までは30万円、同年10月から3年2月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年4月1日であると認められることから、申立期間②の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月4日から3年3月31日まで
② 平成3年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していたときの申立期間①における標準報酬月額が実際に支給を受けていた報酬月額に基づいて決定されておらず、低額となることが分かった。また、申立期間②における資格喪失日も実際に勤務していた期間と異なっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年6月から同年9月までは30万円、同年10月から3年2月までは32万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年3月31日）の後の同年5月8日付けで、2年6月に遡って訂正されており、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月から3年2月までは26万円に減額されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額する合理的な理由は見当たらず、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年6月から同年9月までは30万円、同

年10月から3年2月までは32万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は平成3年3月31日までA社で継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人及びA社の従業員15名の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年3月31日）の後の同年5月8日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、同社は、平成14年12月*日に商法第406条ノ3第1項の規定により解散となっていることから、当該期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと判断される。

したがって、A社が平成3年3月31日において適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年3月31日に資格喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年4月1日であると認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の平成3年2月の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行

っており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 16 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
15406	男		昭和60年生		平成17年12月5日	27万 円
					平成18年7月5日	27万 7,000円
					平成18年12月5日	27万 円
15407	男		昭和48年生		平成17年12月5日	40万 5,000円
					平成18年7月5日	40万 5,000円
					平成18年12月5日	39万 5,000円
15408	男		昭和60年生		平成17年12月5日	27万 円
					平成18年7月5日	27万 7,000円
					平成18年12月5日	27万 円
15409	男		昭和51年生		平成17年12月5日	37万 5,000円
					平成18年7月5日	37万 5,000円
					平成18年12月5日	36万 5,000円
15410	男		昭和50年生		平成17年12月5日	37万 5,000円
					平成18年7月5日	37万 5,000円
					平成18年12月5日	36万 5,000円
15411	男		昭和54年生		平成17年12月5日	30万 円
					平成18年7月5日	30万 4,000円
					平成18年12月5日	29万 6,000円
15412	男		昭和59年生		平成17年12月5日	27万 円
					平成18年7月5日	27万 7,000円
					平成18年12月5日	27万 円
15413	男		昭和54年生		平成18年7月5日	39万 円
					平成18年12月5日	38万 円
15414	男		昭和42年生		平成18年7月5日	40万 5,000円
					平成18年12月5日	39万 5,000円
15415	男		昭和50年生		平成18年7月5日	26万 円
					平成18年12月5日	38万 円
15416	男		昭和46年生		平成18年7月5日	14万 円
					平成18年12月5日	40万 9,000円
15417	男		昭和50年生		平成18年7月5日	12万 5,000円
					平成18年12月5日	36万 5,000円
15418	男		昭和50年生		平成18年12月5日	40万 9,000円
15419	男		昭和46年生		平成18年12月5日	38万 円
15420	男		昭和49年生		平成18年12月5日	20万 4,000円
15421	男		昭和47年生		平成18年12月5日	28万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果3万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の2万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から38年9月1日まで

A社（現在は、B社）からC会（現在は、D機構）に出向していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が少ないことが分かった。

出向期間中はA社とC会の給与との差額をA社から支給されていたが、当該差額支給分が厚生年金保険の標準報酬月額に反映されていない。B社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあったA社の社員名簿により、申立人は申立期間に同社からC会に出向していることが確認できる。

また、B社は、「当時の資料は無いが、申立人と同様に、A社からC会に出向した同僚が、出向時の厚生年金保険の条件等を鮮明に記憶していることから、申立人の主張には信憑性があると判断した。出向期間中は出向前の給与とC会での給与との差額分をA社が支給し、差額分の厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様にA社からC会に出向した同僚の前任者は、出向期間中に標準報酬月額が減額をされておらず、申立人と同じ年次の複数のA社の従業員の標準報酬月額も3万6,000円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間当時の報酬月額の届出誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果3万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録（昭和37年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月は2万6,000円、同年11月から38年8月までは3万3,000円）とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年9月1日まで

A社（現在は、B社）からC会（現在は、D機構）に出向していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が少ないことが分かった。

出向期間中はA社とC会の給与との差額をA社から支給されていたが、当該差額支給分が厚生年金保険の標準報酬月額に反映されていない。B社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあったA社の社員名簿により、申立人は申立期間に同社からC会に出向していることが確認できる。

また、B社は、「当時の資料は無いが、申立人が出向時の厚生年金保険の条件等を鮮明に記憶していることから、申立人の主張には信憑性があると判断した。出向期間中は出向前の給与とC会での給与との差額分をA社が支給し、差額分の厚生年金保険料を

控除していたと考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人と同様にA社からC会に出向した前任者は出向期間中に標準報酬月額が減額をされておらず、申立人と同じ年次の複数のA社の従業員の標準報酬月額も3万6,000円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間当時の報酬月額の届出誤りにより、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年6月5日から同年7月27日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年6月5日、資格喪失日は同年7月27日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和45年3月1日から46年6月5日までの期間について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格取得日（昭和46年6月5日）を45年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から47年7月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年6月5日から同年7月27日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和46年6月5日に取得していることが確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和46年4月25日）の後の同年7月27日付けで、被保険者の資格取得が遡って取り消されていることが確認できる上、申立人と同様に10人の従業員の資格取得が遡って取り消され、33人の従業員の被保険者資格の喪失日が遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記の記録は確認できないが、複数の従業員は、上記適用事業所

でなくなった日以降も引き続き勤務し、従業員は少ない時期でも数十人は勤務していた旨回答していることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格取得に係る処理を遡って取り消す合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格取得日は昭和 46 年 6 月 5 日、資格喪失日は当該処理日である同年 7 月 27 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における取消し前の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 6 月 5 日までの期間について、45 年 3 月に申立人と同期入社し、一緒に経理事務をしていたとする同僚の供述により、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は「自分は入社時から厚生年金保険に加入していた。」旨供述しているところ、上記同僚及びA社において事務職をしていたと回答があった従業員 4 人全員が、入社時から厚生年金保険被保険者としての記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間にA社に事務職として勤務していた同年代の従業員に係る社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主も死亡していることから確認できないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和 46 年 6 月 5 日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和 46 年 7 月 27 日から 47 年 7 月 31 日までの期間について、上記同僚の供述から、申立人が申立期間の一部期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿において、被保険者資格の取消処理がされた昭和 46 年 7 月 27 日以降に訂正や取消し等の処理が行われた形跡は見られず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、申立人がA社の後に勤務した事業所における雇用保険の資格取得日は、昭和 47 年 7 月 11 日と記録されていることから、同日以降に同社に勤務していたことは考え難い。

さらに、上記のとおり A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、当時の同僚は、当該期間において厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和51年7月12日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和51年3月から同年6月までの標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年7月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した給料支払明細書により、申立人は申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和51年5月31日）より後の昭和51年7月27日付けで、同年3月31日と記録されている上、申立人を含む53人について、資格喪失日が遡って同年3月31日又は同年5月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は上記適用事業所でなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できる上、5人以上の従業員が勤務していたと認められ、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が昭和51年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年7月12日であると認められる。

なお、昭和51年3月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月27日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社D支店に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、当時の資料が無く不明としているところ、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる被保険者は、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年1月4日付けで被保険者資格を取得している者を除き、申立期間当時は全て1日付けで被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人も同社同支店に同年5月1日に異動し、同日付けで被保険者資格を取得したと考えられることから、同社C支店における資格喪失日を同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月16日から同年11月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。実家が営んでいた同社が人手不足であるとのことから前職を退職し、同社に入社した。自宅兼事業所で、前職を退職した翌日から働かざるを得ない状況にあり、申立期間に勤務していたのは間違いないので申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び元従業員等の回答から判断すると、申立人は前職を退職した翌日である昭和58年10月16日から同社で勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業主は、「当社では、従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させ、入社月の給与から厚生年金保険料を控除する取扱いである。」旨回答している。また、申立人に係る被保険者資格取得日が昭和58年11月1日となっていることについて、「資料は残っていないので詳細は不明であるが、手続が遅れたことが考えられる。また、当時の取扱いから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料は控除したものと考えられる。」旨回答している。

そこで、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員8人に厚生年金保険の資格取得日と入社日について照会したところ、回答があった6人全員が、「資格取得日と入社日は一致している。」としていることから、A社では、従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、事業主の回答が裏付けられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を誤ったこと及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 39 年 6 月 29 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 40 年 3 月 1 日であると認められることから、申立人に係る申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 6 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 40 年 2 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 29 日から 40 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、姉が病気になり、その子の世話をするために退職した昭和 40 年 2 月末まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における 2 回目の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 39 年 6 月 29 日、同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額が 2 万円と記録されているところ、申立人の被保険者資格喪失日が同年 5 月 29 日（1 回目の資格喪失日と同日）と記録され、不合理な記録となっている。なお、オンライン記録では、2 回目の資格取得日は同年 6 月 29 日と記録されているものの、資格喪失日の記録が無く不備な記録となっているため、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていない。

一方、申立人が自分より少し前に退職したとして名前を挙げた上司は、上記事業所別被保険者名簿により、昭和 40 年 1 月 29 日に被保険者資格を喪失していることが確認できた上、当該上司は、「自分が退職したときに、申立人はまだ勤務していたと思う。」と供述していることから、その時点での申立人の勤務は推認できる。

また、申立人は、「A社に昭和 40 年 2 月末まで勤務し、同社を退職した際、寮から姉夫婦の家に転居した。」と主張しているところ、申立人の戸籍の附票における住所変

更日は申立人の主張と符合しており、申立人の同社における資格喪失日は昭和 40 年 3 月 1 日であると推認できることから、社会保険事務所における厚生年金保険の記録管理は適切ではなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 39 年 6 月 29 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は 40 年 3 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における上記事業所別被保険者名簿の記録から、昭和 39 年 6 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 40 年 2 月までは 2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳により、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の報酬月額の届出を誤ったこと及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社本社に転勤したが、同社本社の資格取得日が本来昭和41年10月31日のところ同年11月1日となっており、加入月数が1か月漏れている。同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る「課履歴書類」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社C支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社人事部に確認したところ、昭和41年10月31日と思われる旨回答していることから、申立人のA社本社における資格取得日は、同年10月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の加入員記録と相違している。同社発行の「健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金標準報酬決定通知書」を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の標準報酬月額は11万円と記録され、昭和50年10月の定時決定において、標準報酬月額が13万4,000円とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出のあったA社発行の「健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金標準報酬決定通知書」によると、昭和50年8月6日付けで、同社から申立人に対し、標準報酬月額の適用月は7月、標準報酬等級は27級（12万6,000円）と通知されていることが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の従業員に対する標準報酬月額の変更通知の方法について、資料が残っておらず不明だが、社会保険事務所からの決定通知後に、各従業員に通知していたはずである旨供述していることから、厚生年金保険法第29条第2項の規定に基づき標準報酬決定通知書を発行し、従業員に通知していたものと推認できる。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の加入員台帳では、昭和50年7月の標準報酬月額が随時改定（12万6,000円）が記録されていることが確認できる。

また、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（12万6,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成11年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B事業所はA社から独立した事業所であり、事業主が同社からB事業所へ変わったが、引き続き同じ店舗で勤務しているため、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日が、平成11年6月30日であることが確認でき、また、同社の元事業主は、「申立期間当時、当社は経営不振のため平成11年6月頃、店舗をB事業所に全て現状のまま譲渡した。申立人に関しては継続して雇用することは確認した。」旨回答していることから、申立人はA社及びB事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所の元事業主の妻が提出した、同事業所の普通預金通帳によると、平成11年6月から申立人に対し同事業所において給与が支給されていることが確認できる上、当該支給額は、同事業所が適用事業所となった同年7月から同年10月までの期間における給与支給額とほぼ同額であることが確認できることから、申立期間についても厚生年金保険料の控除がなされていたものと推認できる。

さらに、B事業所の現在の事業主は、「当時の事業主が既に亡くなっており、私はその後継事業主となったため申立期間当時のことは不明だが、A社から店舗を引き継ぎ、同事業所の適用事業所設置（任意適用）及び申立人の資格取得日を平成11年7月1日

として社会保険事務所（当時）に届け出た際、申立人のA社における資格喪失日も同日にすべきところを誤って同年6月30日にしてしまったと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年7月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成11年5月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和48年10月1日から49年10月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、10万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の2万4,000円とされているが、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、3万円であったことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から49年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、海外研修員として海外で勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、2万4,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月9日付けで、10万4,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（2万4,000円）とされている。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金の記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は3万円となっていることが確認できる上、同社の当時の厚生年金保険担当者は「当時、複写式の届出用紙を使用していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、事業主は、上記標準報酬月額（3万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年10月から48年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、2万4,000円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月9日付けで、8万6,000円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（2万4,000円）とされている。

しかしながら、A社から提出のあった人事記録から、申立人は海外研修に派遣されていたことが確認でき、また、同社の当時の人事担当者は「当時、海外研修員については、海外給与のほかに国内給与が一部支給されていたが、申立人のような家族帯同赴任の場合は、国内給与の2割が支給されており、当該2割支給額に対応した標準報酬月額に基づく保険料を国内給与から控除していた。」旨供述しているところ、申立人とほぼ同時期に海外研修に派遣された複数の元従業員は、オンライン記録から、家族帯同赴任とされる期間において、標準報酬月額が低額となっている上、当該期間について、申立人の標準報酬月額は、厚生年金基金の記録によると、国内給与の2割に相当する2万4,000円となっており、当該額は、上記訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和50年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月16日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社から提出のあった人事記録及び同社が加入する健康保険組合から提出のあった被保険者台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月16日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年4月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年1月から同年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、番組制作担当の技術職として勤務しており、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成4年1月から同年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年1月31日より後の同年2月1日付けで、それぞれ12万6,000円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の元代表者は、「代表者である自身が標準報酬月額の減額手続の権限を有しており、申立人は、番組制作担当の技術職として標準報酬月額の減額手続には無関係な立場であった。」旨供述している上、同社の複数の元従業員は、「申立人は、番組制作担当の技術職であり、厚生年金保険関係事務には無関係な立場であった。申立期間当時の同社は経営状況が厳しく、厚生年金保険を国民年金に切り替えさせられた。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け

出た、平成4年1月から同年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年11月1日から13年10月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から14年11月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、厚生年金保険関係事務に関与する立場とは無関係のCM製作プロデューサーであったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年11月から13年4月までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、36万円と記録されていたところ、同年5月31日付けで、12年11月に遡って18万円に訂正処理されている上、当該訂正処理が行われた当時、同社の被保険者全員の標準報酬月額が遡って訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の当時の代表者は所在不明であるため確認できず、同社の従業員からも、当該期間当時、申立人の標準報酬月額が当該事実に応じて減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、A社の元従業員は、「当社は、当時の代表者によるワンマン経営の会社であり、申立人が厚生年金保険関係事務及び経理事務に係る職務に関与し、影響力があったとは考えられない。」旨供述している。

さらに、滞納処分票から、平成13年5月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年5月31日付けで行われた訂正処理は事実を即したものと考えるが、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有

効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人に係る12年11月から13年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から14年10月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）において18万円と記録されているが、当該処理について、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

そこで、当該期間について、オンライン記録から、A社の元同僚の標準報酬月額を確認したが、当該同僚の標準報酬月額が申立人とほぼ同額であるなど、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成8年1月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年10月から同年12月までの標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月30日から8年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務した同僚が第三者委員会に申立てを行い、その際、社会保険事務所（当時）による遡った記録訂正があることを知ったので、自分の記録も調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年10月30日から8年1月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月21日）の後の同年6月14日付けで、当初、同年1月1日と記録されていたものが、7年10月30日に遡って訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、当該期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日を平成8年1月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年10月の定時決定の記録から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年1月1日から同年2月1日までの期間については、当時の事業主に照会しても回答が得られず、同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態等について供述が得られないことから、申立人がA社に勤務していたことを確認することができない。

なお、申立人は平成8年1月25日に公共職業安定所において求職の申込みをしていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年4月1日から12年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から同年12月31日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年12月31日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年4月から11年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同年10月4日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の場合、10年10月1日と11年10月1日の算定の記録（59万円）が取り消され、15万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表者は、「当時、急に経営が苦しくなり、本人の了解を取らず、給料の支払を優先するため、当該訂正処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成11年10月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理

的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている10年4月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成12年10月及び同年11月については、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）において15万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人から提出のあった源泉徴収簿及び確定申告書の写しから、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿等の写しにおいて確認できる報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額を、実際の給与よりも低く、社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は源泉徴収簿等の写しにおいて確認できる標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年5月1日、資格喪失日が46年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

B社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年5月1日、資格喪失日が46年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

B社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者名簿及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年4月16日、資格喪失日が同年10月1日とされ、B社に係る被保険者記録は、資格取得日が同年10月1日、資格喪失日が47年6月1日とされており、当該期間のうち46年9月30日から同年10月1日までの期間及び47年5月16日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間①については、申立人のA社における資格喪失日を46年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8万円に、申立期間②については、B社における資格喪失日を47年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和47年5月16日から同年6月1日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（申立期間①においてA社からB社に異動し、申立期間②においてB社からC社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、申立期間①については昭和46年10月1日とし、申立期間②については47年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月及びB社における47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間①については8万円、申立期間②については7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月及び47年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和28年1月21日、資格喪失日が46年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する退職者名簿及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年2月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年5月1日、資格喪失日が46年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年10月1日まで

B社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和46年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年1月1日、資格喪失日が53年11月1日とされ、当該期間のうち47年1月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から同年5月1日まで

B社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者名簿及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「昭和47年1月1日にA社が適用事業所となったため、同日を基準日として申立人の資格の得喪処理を行うつもりだったものと思われる。」と供述していることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年1月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち同年1月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から同年5月1日まで

B社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する退職者名簿及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「昭和47年1月1日にA社が適用事業所となったため、同日を基準日として申立人の資格の得喪処理を行うつもりだったものと思われる。」と供述していることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年3月16日、資格喪失日が47年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和47年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和37年2月12日、資格喪失日が47年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和47年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和 39 年 7 月 1 日、資格喪失日が 47 年 10 月 1 日とされ、当該期間のうち同年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年 10 月 1 日とし、申立期間の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は 16 日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の 1 日として届け出ていた。」としていることから、昭和 47 年 10 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和 47 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和46年10月1日、資格喪失日が47年10月1日とされ、当該期間のうち同年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間に関連会社間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。同社は訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する個人別社員台帳及び社内報に掲載された人事異動記録により、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は「異動は16日だったが、資格の喪失日及び取得日は翌月の1日として届け出ている。」としていることから、昭和47年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和48年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月29日から49年1月7日まで
昭和48年4月21日にA社に入社しC工場へ配属され、49年1月から本社へ転勤となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社からの回答により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年12月29日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から50年3月まで
私は、会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和50年11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち48年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間当初に居住していた市で国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人が現在所持する国民年金手帳は、申立人が49年9月に当該市から転出した後現在まで居住している区で交付され、当該手帳の住所欄にも当該区における住所が記載されていること、申立人は遡って保険料を納付したことはないとしていること、申立人は、ほかに手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月まで

私が申立期間当時に勤務していた店の店主は、私が 20 歳になったときに、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。また、次に勤務した店の店主も保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた店 2 店の店主が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする店の店主二人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 40 年 6 月頃に払い出され、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった 38 年 4 月分まで遡って納付しており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が現在所持し、初めて交付されたとする国民年金手帳の昭和 36 年度から 39 年度までの印紙検認記録欄は、検認印が無く、検認台紙が切り離されていること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払出されていた事をうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の勤務した店の店主二人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10197

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月

私は結婚後に国民年金に加入し、国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料を納付した領収証書を持っているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を時効期間経過後の昭和 63 年 11 月 2 日に納付していることが申立人の所持する領収証書から確認できる上、時効期間経過後の納付のため過誤納となった当該納付済保険料は、61 年 10 月分の保険料に充当されていることがオンライン記録から確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月及び同年7月、並びに8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成7年6月及び同年7月
②平成8年3月

私は、平成9年4月頃に両親と町役場（当時）に行き、20歳からの国民年金保険料を遡って納付する相談をした後、父が町役場で保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、母親の平成9年4月のスケジュール手帳の写しを提出しているが、当該手帳に記載されている保険料額は申立人の平成9年度の前納保険料額であり、申立期間の保険料額の記載は無いこと、申立人の父親は申立期間の保険料を町役場で納付したと説明しているが、当該町役場の会計窓口及び役場内に開設されている金融機関の支店では過年度保険料の収納取扱いを行っていなかったことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年3月まで
私の妻は、私が退職した昭和41年12月に私の国民年金の加入手続きを行い、その後は、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする妻は、加入手続き、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人が居住する区では、申立期間の大半は印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、妻は印紙検認の記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年4月に妻と連番で払い出されていることが確認できるものの、妻は、申立期間当時に保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人と妻の保険料は昭和46年4月から納付が開始されており、申立人は、当該納付月から60歳までの納付可能月数が296月となるため、年金受給資格期間の300月を満たせない状況であったが、申立人の附則4条納付者リストによると、第3回特例納付により、53年10月に36年4月から同年7月までの4か月分の保険料が納付されており、これによって、申立人は年金受給資格期間を満たしていることが確認できるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私は、娘が2歳になった昭和40年*月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。41年12月に夫の国民年金の加入手続きを行った後は、区役所で夫婦二人分の保険料を納付していた。また、長男が生まれた46年には、私の国民年金について、区役所から「6年間加入されていますね。」と確認の電話も受けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人が居住する区では、申立期間の大半は印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、印紙検認の記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年4月に夫と連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人は、申立期間当時に保険料を遡って納付した記憶が無いと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10202

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月

私の妻は、私が転職して単身赴任する直前の昭和 63 年 4 月に、市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする妻は、加入手続き及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで
私は、20歳になった昭和45年*月頃に、父から私の国民年金保険料を納めておくと言われた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年8月までの期間及び49年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から48年8月まで
② 昭和49年3月から同年8月まで

私の母は、私が20歳になった昭和44年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、初めて被保険者となった日は当初「昭和54年6月1日」と記載されていることから、加入時点では申立期間は未加入期間とされていたことが確認でき、オンライン記録によると、申立期間は平成2年6月に未加入期間から未納期間に記録訂正されている。このことから、申立期間は、当該記録訂正時点まで未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録訂正時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10208 (事案 573 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
私は、大学生のときに国民年金保険料が未納とのお知らせと納付書が届き、平成3年に保険料約10万円を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡は無く、年金手帳の記号番号も平成4年4月に払い出された厚生年金手帳記号番号(基礎年金番号)以外には確認できず、申立人は国民年金の加入手続の時期や方法に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく20年7月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間の保険料を納付したと主張するものの、当初の決定を変更すべきことを検討するような新たな資料の提出や前述の状況を変更するに足りる説明が無く、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかったなど、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から平成元年4月まで
私の父は、昭和56年頃、父が経営していた会社の顧問税理士に言われて私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親及び国民年金の加入を勧めたとする税理士から当時の加入手続等の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立期間の保険料を納付していたとする父親は、申立期間の自身の保険料が未納である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に上記以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に対して申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月

私は、平成8年7月に勤務先が変わり、職場の手続の関係で3日間だけ厚生年金保険でなくなったので、申立期間について国民年金に加入するように言われて国民年金に加入し、私の妻が夫婦の1か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする妻は、加入手続の時期、場所及び保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の年金手帳には国民年金の被保険者となったことが記載されておらず、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 11 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 53 年 2 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は母の分と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする母親は、国民年金の加入時期及び申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人及びその母親は申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、「被保険者となった日」が昭和 63 年 8 月 21 日と記載されているほか、申立期間は、20 歳以上の大学生が国民年金の任意加入被保険者であった時期の未加入期間であるため、保険料を納付することはできないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私の母は、昭和61年4月に国民年金制度が変更されたので、大学生だった私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は大学生も国民年金の加入が義務付けられたので昭和61年4月に母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、20歳以上の大学生が国民年金に強制加入とされたのは平成3年4月であり、申立期間は大学生が任意加入とされていた時期の未加入期間であることから保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は申立期間当時に所持していたとする年金手帳に関する記憶が曖昧であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年12月までの期間、56年10月から61年3月までの期間、61年10月から62年3月までの期間、平成17年12月及び18年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年7月から50年12月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで
③ 昭和57年4月から61年3月まで
④ 昭和61年10月から62年3月まで
⑤ 平成17年12月及び18年1月

私は、昭和48年から国民年金に加入し、当初は夫婦の国民年金保険料を納付していた。しばらく納付していない時期があったが、未納の保険料の納付を再開してからは自身の分だけ区役所でまとめて納付していた。

また、60歳に到達した後は国民年金に任意加入したので、平成17年12月及び18年1月の保険料を納付していないということは考えられない。申立期間①、②及び④の定額保険料が未納とされ、③が申請免除期間で保険料が未納とされ、⑤が国民年金に未加入で定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年12月に払い出されており、当該払出時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている元夫も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付を再開したとする

時期等に関する記憶が曖昧であるほか、元夫も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付を再開したとする時期等に関する記憶が曖昧であるほか、オンライン記録では当該期間は申請免除期間とされ、元夫も当該期間は申請免除期間とされているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤については、申立人が 60 歳到達以降の期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、制度上、60 歳に到達した日以降に任意加入する必要があるが、申立人は当該期間直後の平成 18 年 2 月 22 日に国民年金に任意加入したことがオンライン記録で確認でき、当該期間は任意加入前の未加入期間である。また、申立人は当該期間の保険料を前納したと説明しており、17 年 5 月に保険料の前納が行われたことが申立人の所持する預金通帳で確認できるものの、この前納額は平成 17 年度のうち 60 歳到達の前月までの定額保険料を前納した額と一致しているなど、申立人が当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から同年12月まで

私は、結婚のため昭和41年9月に会社を退職し、姉に勧められたので国民年金に加入した。申立期間は、国民年金の加入手続の記憶は定かではないが、国民年金保険料は金融機関か郵便局で納めていたように思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料は金融機関又は郵便局で納付したように思うと説明しているが、申立人が居住していた区では申立期間当時は印紙検認により保険料を収納する方式であり、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が無いと説明しているほか、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額、納付頻度等に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年4月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は申立期間当時に上記手帳以外の年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 63 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が 20 歳になった昭和 59 年*月から就職する 63 年 3 月までの期間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が 20 歳になった昭和 59 年*月から就職する 63 年 3 月までの期間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。しかし、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 4 年 10 月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人は、「現在所持している手帳は 1 冊のみであるが、これまでにほかの手帳が交付されたか否かは不明である。」と述べており、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料は、前述の平成 4 年 10 月頃の手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により納付することはできない。

また、申立人は、「私の母は、兄と私を同様に扱ってくれており、兄が学生であった期間の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。」と述べている。しかし、申立人の兄は、「自分が学生であった期間は、国民年金に加入していなかったと思う。」と述べている上、オンライン記録によれば、申立人の兄は、学生であった昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの期間は国民年金に加入していない期間であることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡してい

るため、申立人の保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になる昭和 54 年*月の直前に私の国民年金の加入案内のはがきが来たので、すぐにA区のB出張所において加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、全て母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になる昭和 54 年*月の直前に私の国民年金の加入案内のはがきが来たので、すぐにA区のB出張所において加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料は、全て母が納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が 20 歳になった昭和 54 年*月ではなく、55 年 5 月 20 日に払い出されたことが確認でき、当該払出しの時点より前に別の国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 5 月 20 日の時点において申立期間の保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、「申立人の申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の母は、納付したとする保険料の納付頻度、納付金額及び納付場所の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から7年5月まで

私の夫は、私が平成7年6月に第3号被保険者となったときに、A区役所で未納であった私の国民年金保険料を納付する手続きを行い、郵便局で未納の保険料のうち、遡って納付できる2年分の保険料を1回で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫は、平成7年6月に、A区役所で未納であった国民年金保険料を納付する手続きを行い、郵便局で遡って納付できる2年分の保険料を1回で納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、平成9年5月6日に申立人に過年度納付書が発行されていることが確認でき、また、申立人は7年6月から第3号被保険者となっており、当該納付書は申立期間のうち7年4月及び同年5月の期間の保険料の納付書であるものと推認できる。このことから、申立期間のうち、7年4月及び同年5月の期間の保険料は9年5月6日の時点において未納であったものと推認できる上、申立人が「2年分の保険料を1回で納付してくれた。」と主張していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料の全てが未納であったものと考えられる。

加えて、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は、遡って納付したとする保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 49 年 9 月まで

私の妻は、私が昭和 51 年 10 月に A 商店を辞めてしばらくして、自宅に来た B 区の年金の集金人を通して私の国民年金の加入手続を行った。その際、妻は、集金人から「3 年遡って国民年金保険料を納付すれば、将来、年金がもらえる。」と言われて、後日、妻が同集金人に 3 年分遡って私の保険料を妻が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻は、私が昭和 51 年 10 月に A 商店を辞めてしばらくして、自宅に来た B 区の年金の集金人を通して私の国民年金の加入手続を行った。その際、妻は、集金人から『3 年遡って国民年金保険料を納付すれば、将来、年金がもらえる。』と言われて、後日、妻が同集金人に 3 年分遡って私の保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、B 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 51 年 12 月に払い出されていることが確認できるものの、当該払出しの時点は、特例納付の実施期間ではないことから、制度上、3 年間の保険料を遡って納付することはできない。その上、申立期間当時、B 区においては、集金人による保険料の収納は行っていない。

さらに、申立期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により納付することができない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から同年 8 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に会社を退職した後、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。年金手帳の国民年金の記録欄においても、申立期間は、強制被保険者としての期間である旨の記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 3 月に会社を退職した後、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。年金手帳の国民年金の記録欄においても、申立期間は、強制被保険者としての期間である旨の記載がある。」と主張している。

しかしながら、A 区の払出し年月表によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成元年度に払い出されていることが確認できる上、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、手帳記号番号の払出しの時点においては、申立人の申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間の直後の昭和 53 年 9 月の厚生年金保険の資格取得の記録は、平成元年 10 月 9 日に追加されていることが確認できることから、申立期間は、申立人の国民年金の手帳記号番号が元年度に払い出された際に、申立人が 20 歳に達した昭和 53 年*月から厚生年金に加入する直前の同年 8 月までの期間について、遡って国民年金の加入期間として追加された記録であるものと推認される。これらのことから、申立期間は、申立期間当時においては国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することはできなかつた期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 1 月から同年 9 月まで
② 平成 18 年 5 月及び同年 6 月

私は、会社を退職後の平成 10 年 1 月に、A 市役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、郵便局又は金融機関で申立期間の①の国民年金保険料を納付した。また、私は、申立期間の②については、当時住んでいた B 区役所で再び国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付しており、所持する「国民年金保険料（未納期間）のご案内」においても未納期間となっていない。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、「会社を退職後の平成 10 年 1 月に、A 市役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、郵便局又は金融機関で国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 4 年 4 月に払い出されていることが推認され、C 区で払い出されていることが確認できるものの、同記録においては、「不在決定年月 平 6. 4」、「不在判明年月 平 19. 3」と記録されていることが確認できることから、同手帳記号番号は平成 6 年 4 月から 19 年 3 月までの期間において使用されておらず、C 市が申立人に対し納付書を発行していなかったものと推認できる。

また、申立人が現在所持している平成 7 年 4 月に厚生年金保険に加入した際に交付された年金手帳によれば、厚生年金保険の記号番号が記載されているものの、前述の国民年金の手帳記号番号は記載されておらず、申立期間の①当時に居住していた A 市の住所も記載されていない。その上、オンライン記録によれば、10 年 10 月に国民年金の資格を喪失した記録が確認できるものの、基礎年金番号が導入された 9 年 1 月以

降に厚生年金保険の資格喪失後に国民年金の加入手続をした記録は見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、国民年金に加入していない期間が未納期間に整備されたものであることが確認でき、また、国民年金の資格喪失の時期を踏まえると、平成10年10月に厚生年金に加入したことをきっかけとし、厚生年金保険の資格喪失後の10年1月に国民年金の加入手続を行わないまま、このような整備が行われたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 2 申立期間の②について、申立人は、「当時住んでいたB区役所で再び国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付しており、所持する『国民年金保険料（未納期間）のご案内』においても未納期間となっていない。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に係る未適用者一覧が平成19年2月23日に作成されていることから、申立期間の②は、当該時点において、国民年金に加入していなかった期間であるものと認められる。その上、当該期間は、国民年金の被保険者期間として19年7月2日に記録追加されていることが確認できる。これらのことから、申立人は、申立期間の②の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと認められる。

また、申立人は、「B区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。」と述べているが、B区の国民健康保険の記録によれば、申立人が国民健康保険の資格を取得したのは平成19年3月21日であり、申立期間の②の期間においては、国民健康保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、申立人が所持する「国民年金保険料（未納期間）のご案内」は、平成21年2月13日のデータに基づいて作成されていることから、申立期間の②は、当該案内書の作成時点においては時効となり、納付することができない期間となるため、同案内における当該期間欄に未納期間を示す「*」印が付けられていなかったものと判断できる。

加えて、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 54 年 12 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 54 年 12 月まで
私は、ラジオで「年金は 25 年ないといけない。付加保険料もつけて増やした方が
良い。」という話を聞き、昭和 51 年 9 月に区役所で国民年金の加入と同時に付加保
険料の納付の申出をし、定額保険料と併せて付加保険料も納付してきた。昭和 55 年
1 月に付加保険料の納付を改めて申し出た記憶も無い。申立期間の付加保険料が未納
とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申
告書等）が無く、申立人が申立期間当時居住していた市の昭和51年から54年度の「国民
年金自主納付者収滞納一覧表」には、申立人が申立期間は定額保険料のみを納付し、昭
和55年1月から同年3月までは付加保険料を含めた保険料を納付していることが記載さ
れており、それぞれの収納累計額は、それぞれの納付すべき保険料額と一致する。

また、申立人が当時居住していた区で昭和59年5月10日に作成された年度別納付状況
リストには申立人の付加保険料の申出年月は55年1月と記載されており、オンライン記
録と一致するなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申
立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 54 年 2 月まで
私は、昭和 47 年 4 月に国民年金を任意加入に切り替えた後も国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間直前の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの保険料を 53 年 12 月に過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、申立人は保険料を遡って納付した期間、納付時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿の昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月の欄には督促状及び催告書の印が押されており、申立人に対して督促状及び催告書の発行が行われていたことが確認できるが、申立人は、督促状及び催告書を受け取った記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 5 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、追納されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 5 月
② 平成 12 年 7 月から同年 9 月まで
③ 平成 12 年 11 月及び同年 12 月

私は、平成 16 年に夫婦二人分の国民年金保険料を追納しており、私の申立期間の保険料は、申立期間前後の追納済みの期間と同様に追納したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は平成 16 年に自身及びその元妻の保険料を追納したと説明しており、オンライン記録によると、同年 6 月 22 日に、申立人は申立期間を含む 12 年 4 月から同年 12 月までの保険料について、申立人の元妻は 11 年 12 月から 12 年 8 月までの保険料について追納申出を行っていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保険料を追納したとする平成 16 年における申立人及びその元妻の納付状況を見ると、申立人は、同年の 7 月、8 月及び 9 月にそれぞれ夫婦二人分の追納を各月 1 回ずつ同日に行い、同年 8 月及び同年 9 月には、同年の現年度保険料についても納付していたことは確認できるものの、16 年には、元妻も 3 回の追納以外に追納を行った記録は確認できない上、平成 14 年 4 月には、保険料収納事務が市区町村から国に一本化されるとともに、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、金融機関等及び社会保険事務所（当時）が 3 か所にわたり事務処理を誤ったとは考え難いなど、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になった平成元年*月に、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、場所、保険料の納付時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、学生が強制加入となった申立期間直後の平成 3 年 4 月 1 日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
祖父又は兄は、国民年金制度が発足したときに、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料は兄が自分の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、保険料と一緒に納付していたとする兄は、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で昭和37年11月に払い出されていることが確認できるものの、申立期間の保険料は申立人と同様に未納であるなど、兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から48年3月まで
私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、母親は、保険料をまとめて遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで
私は、昭和 57 年 12 月末に勤務先を退職したため、年明け早々に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成 2 年 1 月頃に払い出されたものと推認される。また、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により遡って国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年3月まで

私の母は、私が実家の仕事に携わるようになった平成5年1月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金記号番号配当簿及び索引簿によれば、平成8年5月頃に払い出されていることが推認でき、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、前述の手帳記号番号の払出しの時点において納付可能な平成6年4月から8年3月までの期間の2年分の申立人の保険料は、オンライン記録によると、遡って過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする母は、加入手続及び保険料の納付時期等についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、加入の時点から亡くなる平成 2 年頃まで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録及びA区の手帳記号番号払出簿によると、申立期間後の昭和 52 年 11 月から同年 12 月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人は、「現在所持するオレンジ色の表紙の年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無い。」と述べていることなどから、申立期間当時において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうちの昭和 49 年 8 月から 50 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により遡って国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうちの 50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付が可能であるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父は、既に死亡しているため、当時の納付状況を確認することはできない。なお、申立人は、「私の長兄は、申立期間当時、私たちと同居していなかったが、長兄の加入手続及び保険料の納付についても、父が行っていたと思う。」と述べていることから、オンライン記録により申立人の長兄に係る国民年金の手帳記号番号の払出しの状況等を調べると、長兄の手帳記号番号は、申立人と 1040 番違いであり、昭和 53 年 1 月頃に払い出されていることが推認できるものの、申立人と同様に 50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の保険料は、未納であることが確認できる。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定

申告書等の関連資料が無い上、申立人は、自身の申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとする申立人の父からは、前述のとおり当時の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 12 月まで
③ 平成 4 年 3 月から同年 5 月まで
④ 平成 5 年 3 月及び同年 4 月
⑤ 平成 6 年 4 月及び同年 5 月

私は、22 歳の昭和 58 年頃又は 23 歳の 59 年頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、20 歳から国民年金保険料を分割で納付できるというので手続を行い、苦労して申立期間の①及び②の保険料を納付してきたことを記憶している。また、平成 4 年 3 月に会社を辞めた後は、すぐに国民年金の加入手続を行い申立期間の③の保険料を納付してきた。平成 5 年 3 月及び平成 6 年 4 月に会社を辞めた後も、同様に国民年金に加入手続を行い申立期間の④及び⑤の保険料を納付してきた。申立期間の①、②、③、④及び⑤の期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「22 歳の昭和 58 年頃又は 23 歳の 59 年頃に、区役所で国民年金に加入手続を行い、20 歳からの国民年金保険料を分割で、申立期間の①及び②の保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②の後の平成元年 1 月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立期間の①及び②当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①及び②は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、前述の手帳記号番号の払出しの時点において保険料の納付が可能であった昭

和 62 年 1 月から平成元年 1 月までの期間は、オンライン記録によると、払出し直後の平成元年 2 月から平成 2 年 5 月までの期間において、数次に分割して納付されていることが確認できることから、申立人が記憶している分割納付は当該納付である可能性も否定できない。

また、申立期間の③、④及び⑤は、オンライン記録によると、申立人が加入している厚生年金保険と厚生年金保険の間の期間であり、国民年金に加入していなかった期間であったが、申立人が平成 11 年 2 月末に A 社を退職し国民年金に再加入した際に、記録整備が行われ、平成 11 年 3 月 30 日に国民年金の被保険者期間として記録追加された期間であることが確認できる。したがって、申立期間の③、④及び⑤は、記録追加された平成 11 年 3 月 30 日以前においては、それぞれ国民年金に加入していなかった期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の①、②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年3月まで
私は、母から、私が20歳のときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が就職するまで、実家に来る町内会の集金人に義姉の分と一緒に納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人の説明によると、当時、母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の義姉は、申立人の国民年金のことはよく覚えていないとしていることから、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和47年11月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳に記載された最初の被保険者資格取得日は退職後の46年6月11日であることから、手帳記号番号払出時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間が未加入期間から未納期間に記録訂正された時期は特定できないものの、上記国民年金手帳には、昭和55年4月の住所変更記録が記載されていることから、当該記録訂正は同年同月以降に行われたものと考えられ、当該記録訂正時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、母親から申立期間当時の国民年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払

い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から43年2月まで
私の父は、私が20歳になった昭和37年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、私が厚生年金保険に加入する43年3月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親から国民年金手帳を渡された記憶は無いと説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区、市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から48年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和45年か46年頃には、私がアルバイトに行く途中、2、3か月ごとに区役所出張所で保険料を納付したことや結婚するとき、母から年金手帳を渡され、「これからは自分でやりなさい。」と言われた記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和49年1月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点は、第2回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人は、母親から特例納付により保険料を納付したと聞いた記憶は無いと説明しているなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月

私は、平成 15 年 10 月に、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人が申立期間直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、申立人に対して国民年金加入勧奨が行われたものの、申立期間後の平成17年2月時点まで加入手続きは行われていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る平成15年9月25日の国民年金被保険者資格取得及び同年10月1日の資格喪失の記録は、18年10月に追加されていることが確認でき、当該記録追加時点まで申立期間は未加入期間であったため、納付書が発行されず、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 61 年 6 月まで

私は、親から結婚祝金をもらった昭和 61 年 7 月頃に、親から国民年金に加入するように言われたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、過去の未納期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に伴う年金手帳の受取時期に関する記憶が曖昧である上、申立人は、申立期間の保険料を市役所で遡って一括納付したと説明するが、市役所では過年度納付の収納業務は行っていない。

また、申立人が一括納付したとする昭和 61 年 7 月の頃は、特例納付の実施期間ではないため、時効により、申立期間の全ての保険料を納付することはできない上、申立人が納付したとする金額は、61 年 7 月時点で過年度納付可能な期間の保険料を一括納付した場合の保険料額と大きく異なる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成 3 年 6 月頃に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続きをした時期、場所及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は申立期間より後の平成 5 年 4 月 1 日であるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度が始まった頃、住み込みで働いていた会社の事業主が私の国民年金の加入手続をしてくれたので、以後、私自身が漏れなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、保険料を納付した根拠として、国民年金手帳の印紙貼付の台紙が切り離されていることを主張するが、この台紙は、保険料の納付の有無にかかわらず当該年度終了以降に切り離しを行う取扱いとなっており、保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の昭和38年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点から、申立期間の大半を過年度納付することは可能であるものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無く、国民年金の加入手続をしてくれたとする事業主から遡って保険料を納付したと聞いたこともないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 9 月頃に、夫婦二人分の国民年金の加入手続をしたが、夫の納付書が数か月遅れて届いたので、私の分の国民年金保険料から先に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 58 年 9 月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続をした後、夫の分の納付書は数か月遅れて届いたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫の手帳記号番号が払い出された 60 年 1 月頃から 1 年経過した 61 年 1 月頃に払い出されている。

また、当該払出時点で申立期間の過半の保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年3月まで
私は、大学進学のため上京したが、20歳になったときに、父が市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人には、申立期間当時に父親から年金手帳を受け取った記憶が無く、居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年8月まで

私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も郵便局に行って納付してくれていた。保険料は、ときには母親に立て替えてもらったこともあったが、自身で負担していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の母親は、加入手続等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年8月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の母親は加入手続時の過年度納付に関する記憶が曖昧であること、申立人の所持する7年9月から同年11月までの期間に係る3枚の納付書・領収証書により、これらの納付書は9年9月25日に作成され、申立人は、7年9月分の保険料を9年9月29日に、7年10月分の保険料を9年10月27日に、9年11月分の保険料を9年12月3日にそれぞれ納付していることが確認でき、9年9月の当該納付書作成時点及び納付時点では申立期間のうち7年7月以前の保険料が、9年10月及び12月の納付時点では申立期間の保険料全部が時効により納付をすることができないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 61 年 9 月まで
私は、会社を退職した昭和 48 年 8 月頃に、国民年金の加入手続を行い、私か元夫が国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、元夫が申立期間の保険料を納付してくれたかもしれないと説明しているが、元夫は申立人の保険料を納付したことはないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間終期の昭和 61 年に当時居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）から職権で払い出されていることが確認でき、それまでは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は別の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人及びその元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年10月まで
私が昭和48年9月に会社を退職し実家に戻った際、母が国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ってくれて、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年5月に払い出されており、申立人が現在所持している年金手帳には同年5月30日に国民年金の被保険者資格を取得している旨が記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間後の昭和51年1月に国民年金に任意加入し、同月から自身の保険料を納付していること、提出された母親のメモには「国民健康保険税簡易申告書」の提出日が申立期間終期の昭和49年8月23日である旨が記載されており、当該時点で国民健康保険の加入手続をしたことがうかがえること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付したになっているが、国民年金の加入手続および保険料の納付をした記憶が無い。申立期間の保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年10月に払い出されており、申立人が所持する当該払出時期に交付されたと思われる年金手帳には、56年9月2日に任意加入したことが記載されていることから、申立期間当時申立人に納付書が発行されていたものと考えられる。

また、オンライン記録及び申立人が当時居住していた市の保険料納付記録から、昭和56年9月から57年3月までの期間及び昭和57年度の保険料が納付済みとなっているのが確認できるほか、申立人は、58年度の保険料を59年12月13日に、59年度の保険料を61年1月24日にそれぞれ過年度納付し、60年度の保険料を61年1月に納付していることがオンライン記録で確認でき、これらの記録内容に不合理な点は見当たらず、申立人は申立期間の保険料を納付しているものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から44年3月まで
私は、昭和41年8月に会社を辞めた後、区役所の出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、昭和41年8月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年3月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち41年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付したとは主張していないこと、申立人は、44年2月28日発行と記載された国民年金手帳のほかに年金手帳を所持したことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年6月まで
私は、昭和55年に転居した後、2年の時効期間を経過した未納分の国民年金保険料を納付できるとの通知を受け取り、未納となっていた全ての保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和55年4月に転居した後、転居先の区で未納となっていた申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しており、当該時期は第3回特例納付実施期間中ではあったものの、特例納付をしたとする場所、納付額、納付回数等の記憶が曖昧であること、また、申立人は、特例納付について区役所等に相談したことはないとしているが、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）では、特例納付の相談や申出が無い場合に特例納付の納付書を発行することはなかったとしていること、さらに、申立人が特例納付したとする55年4月時点で、申立人は、60歳になるまで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことから、特例納付をしなければならぬ状況にはなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで
私は、平成8年4月に就職する前に、届いていた納付書により国民年金保険料及び国民健康保険料を一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金保険料と一緒に国民健康保険料も納付したと主張しているが、申立人が当時居住していた市では、申立人の国民健康保険の加入履歴は無いとしていること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月
私は、平成9年3月に退職した後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成9年4月に国民健康保険の加入手続きとともに自身の国民年金の加入手続き及び妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを一緒に行ったと主張しているが、オンライン記録から、申立人の妻の当該種別変更処理は同年9月に行われたことが確認でき、当該時点では、申立人は、再就職して健康保険に加入していたことから、国民健康保険に加入する必要は無かったこと、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 4 月まで

私は、会社を退職した昭和 57 年 1 月に、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 57 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 58 年 10 月頃に払い出されていること、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に申立期間の記載は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間前に厚生年金保険の手帳を所持していたことはあるが、そのほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年3月まで

私は、昭和48年5月に会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和54年4月に払い出され、申立期間の保険料を納付するには、当該払出当時実施されていた第3回特例納付による以外に無いが、申立人は、保険料の納付時に2年までは遡って納付できるとの説明を受けて一括して納付したことがあると説明しており、この説明は納付済みとされている52年4月以降の保険料の過年度納付の状況に合致しており、特例納付についての記憶は曖昧であること、申立人は、年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」をその日から保険料が納付されたものと理解していたと説明しているが、当該期日は国民年金の被保険者資格を取得した日であり、加入手続や保険料納付を行った時期を示すものではないこと、申立人は、現在、53年12月以降に居住していたとする住所が最初の住所欄に記載されている年金手帳及び58年6月に再交付された年金手帳の2冊を所持し、ほかの手帳を所持していたことはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私の母は、私が学生であった20歳頃に私の国民年金の加入手続を行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年8月頃に払い出されており、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親が申立人と同様に加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の姉も20歳から就職する2年2月までの期間は国民年金に未加入であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳の記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から45年3月まで
② 昭和45年4月から49年3月まで

私は、昭和53年11月に就職する際に、市役所で年金手帳を発行してもらい、その際に窓口で20歳からの国民年金保険料を遡って納付できると聞いたため、その場で20歳からの保険料を遡って納付した。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って納付したとする保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和53年11月に就職した企業に年金手帳を提出するために国民年金の加入手続を行い、その際に20歳からの保険料を遡って全額納付したと説明しているが、当時は第3回特例納付の実施期間であるものの、申立人は夫が厚生年金保険被保険者であった時期の45年4月に国民年金に任意加入していることが特殊台帳で確認でき、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、申立期間②は記録上任意加入期間であるため、申立期間の保険料を特例納付で遡って納付することはできないほか、申立人は保険料を遡って納付したのは1回だけであると説明しており、申立人の昭和49年度及び50年度の保険料は52年に過年度納付されたことが特殊台帳で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 57 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、還付に関する書類は手元に無く、還付を受けた記憶も無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、還付整理簿には、申立期間の保険料について、還付対象期間、還付事由、還付決定日、還付支払日等が明確に記載されており、還付対象期間は申立期間と一致し、還付金額も申立期間の保険料額と一致するなど、この記載内容に不合理な点は無く、還付決定は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 57 年 7 月 1 日後の同年 12 月 6 日に行われており、当該期間の保険料の還付に関する事務処理は適切に行われたものと認められるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から32年5月1日まで
② 昭和33年4月3日から35年7月26日まで

数年前に、年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることが分かった。しかし、働き続けることしか考えていなかったため、脱退手当金を受給することは無い。年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年10月21日の直前の同年9月8日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせん」に当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理では無く、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺

の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

申立人は申立期間に係る脱退手当金の請求及び受給については、働き続けることしか考えていなかったため、受給するはずが無いとしているところ、申立期間以降も働き続けていた状況は推認できるものの、既述のとおり、脱退手当金事案は、周辺の事情から考慮してその支給の有無を判断せざるを得ないことから、当委員会においては、事業主の代理請求や本人請求が無かったことが正しいと思えるような事実を推認させるための記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらない限り、脱退手当金を受給していないものとまで認めることはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が発行した平成 2 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、平成 2 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人が A 社に就職した日は同年 4 月 25 日と記載されていることから、申立期間の勤務は確認できる。

しかし、申立人の A 社における資格取得時である平成 2 年 5 月の標準報酬月額が 22 万円と記録されていることから、同年 4 月の標準報酬月額を 22 万円と仮定して同社における同年分の社会保険料等の試算を行った場合（平成 2 年 9 月に 30 万円の定時決定）、源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額は、試算により算出した金額より 9,000 円ほど高いことが認められる。

一方、平成 2 年 5 月から同年 12 月までの社会保険料を当月の給与から控除したと仮定した場合、当該期間に係る 8 か月分の社会保険料等の金額は、源泉徴収票における社会保険料等の金額にほぼ符合していることが確認できる。

このことから、平成 2 年分給与所得の源泉徴収票による社会保険料等の金額に見合う厚生年金保険料は、同年 5 月から同年 12 月までの 8 か月分に相当する厚生年金保険料であると判断することが妥当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月から30年7月15日まで
② 昭和30年7月17日から同年9月16日まで
③ 昭和30年9月17日から32年12月まで

A社(現在は、B社)で勤務した申立期間①並びにC社で勤務した期間のうち申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、「A社は既に清算終了しており、当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態を確認することはできない。」と回答しており、また、「当時の従業員に厚生年金保険の取扱いについて問い合わせを行ったが不明である。」と回答していることから申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間①にA社に勤務していた従業員に照会を行ったが、申立人を記憶していないことから、申立人の勤務状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、記載されている従業員のほとんどが昭和28年4月1日より前に資格喪失していることから、申立人の

勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間③のうち、昭和30年12月10日以降は、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に非常勤職員として勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在職証明書及び履歴カードにより、申立人が申立期間に非常勤職員として勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 12 年 9 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、申立期間の申立人に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除について、確認できる資料は無いとしながらも、「適用事業所になる前に、加入させていない従業員の給料から厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答しており、さらに、当時の非常勤職員に係る関係書類が無いことから、当該職員に照会することができず、申立期間における厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月29日から同年9月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社から転籍し、1日の空白も無いはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在籍証明書によると、申立人は、昭和54年7月1日にC社からA社に転籍し、申立期間を含めA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和54年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、オンライン記録及び複数の従業員が提出した昭和54年分の給与所得の源泉徴収票から、当該複数の従業員は、申立人と同様、同年7月1日にC社からA社に転籍しているものの、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、上記複数の従業員のうち一人が提出した昭和54年6月分のC社発行の給料支給明細書及び同年7月分のA社発行の給料支給明細書によると、C社においては厚生年金保険料が控除されているものの、A社においては厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、上記複数の従業員が提出した昭和54年分の給与所得の源泉徴収票から確認できる社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出される社会保険料等の金額とおおむね一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月 26 日まで
② 昭和 57 年 7 月から 58 年 6 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで
④ 昭和 60 年 1 月から 63 年 1 月まで

A社にB職として勤務した申立期間①、C社にD社の社員食堂でE担当として勤務した申立期間②、F社にG職として勤務した申立期間③及びH社においてI職として勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も間違いなく勤務していたので、申立期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、同事業所に係る雇用保険の適用事業所設置記録も見当たらない。

また、申立人が記憶するA社の所在地を管轄する法務局には、同事業所の商業登記の記録は確認できないことから、同事業所の代表者を特定できず、申立人も同事業所の代表者の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人はA社における同僚二人の姓を記憶しているが、連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控

除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間においてC社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の業務を承継した事業所を合併した事業所は、C社に係る当時の資料を保管していないとしていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該期間当時のC社の代表取締役の連絡先は確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 26 人に照会し、10 人から回答を得たが、申立人と同じ勤務場所の従業員は確認できず、申立人を記憶している者もないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人は、C社における上司及び同僚の氏名を記憶していないとしていることから、これらの者に、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、当該期間においてF社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、F社は既に解散しており、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該期間当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人はF社の同僚二人の姓を記憶しているが、これらの姓は同社に係る事業所別被保険者名簿には見当たらない上、連絡先も不明であることから、これらの者に、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿により、当該期間当時に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 23 人に照会し、14 人から回答を得たが、14 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、申立人はF社にG職として勤務していたと述べているところ、上記従業員 14 人のうち、申立人と同一職種のG職であったとする従業員は4人いるが、このうち一人は、G職であった時期は正社員では無く、Gから業務部へ異動した後に厚生年金保険に加入したとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、

これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、当該期間においてH社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 4 月 1 日であり、同社は当該期間の一部の期間は適用事業所となっていない。

また、H社では、当時の社員記録等は保管していないとしており、同社が現在保有しているデータでは、申立人を雇用していたことを確認できないとしている。

さらに、申立人は同僚二人の姓を記憶しているが、いずれも連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、当該期間に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 10 人のうち連絡先の判明した 8 人に照会したところ、3 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、当該期間においてH社で雇用保険に加入していた記録は確認できないところ、当該期間の一部の期間について、別の事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年6月1日まで
A社(後に、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成20年7月*日に解散しており、厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、解散時の事業主は、当時の書類は全て処分していると供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時に同社の総務や経理の担当者二人を記憶しているが、このうち一人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらず、残りの一人は氏名が確認できるが、いずれも連絡先は不明であることから、これらの者に、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人は、自身よりも先にA社に入社していたとする同一職種の同僚一人の氏名を記憶しているが、上記の被保険者名簿によれば、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立期間後の昭和22年11月1日であることが確認できる。

加えて、上記の被保険者名簿により、申立期間及び申立期間の前後にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員のうち、連絡先の判明した10人に、自身の同社における職種と同社における厚生年金保険の加入条件及び申立人の入社日について照会したところ、回答のあった8人全員が、同社には申立人の職種とは異なる職

種で勤務していたとしており、8人全員とも厚生年金保険の加入条件については不明であるとしている上、上記8人のうち申立人を知っているとする4人は、申立人の同社における入社日は分からないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 3 月 25 日まで
② 昭和 57 年 8 月 14 日から 58 年 4 月 1 日まで

A小学校に心障学級介助員として勤務した申立期間①及びB小学校に産休・育休代替教員として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各学校に勤務していたことは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C教育事務所から提出された申立人の履歴書から、申立人は当該期間にA小学校に勤務していたことは推認できる。

しかし、D区の人事担当者は、「心障学級の介助員は同区が採用している非常勤職員で、申立期間①当時、社会保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、D区教育委員会の人事担当者は、「心障学級の介助員である申立人は社会保険に加入させていないので、社会保険料を申立人の給与から控除することは無い。」と供述している。

さらに、上記履歴書には、雇用期間が、昭和 55 年 11 月 1 日から同年 12 月 25 日までの期間、56 年 1 月 8 日から同年 2 月 28 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 3 月 25 日までの期間と記載されており、いずれの期間も非常勤職員であることが確認できる。

2 申立期間②については、B小学校から提出された申立人に係るE県教育委員会の人事異動通知書により、申立人は昭和 57 年 8 月 14 日から 58 年 3 月 31 日まで臨時的任用教員として勤務していたことが確認できる。

しかし、適用事業所名簿により、B小学校を所管するC教育事務所は、昭和 58 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は同事務所が適用事

業所となっていないことが確認できる。

また、昭和61年3月24日付けのE県教育長の通知から、2か月超6か月未満の臨時的任用教職員については、61年4月1日から社会保険を適用させることになったことが確認でき、C教育事務所の事務担当者は、E県の公立学校等の臨時的任用教職員は、昭和61年3月31日以前は社会保険に加入させておらず、厚生年金保険料は控除していなかった旨供述している。

さらに、社会保険事務所（当時）における申立人の父に係る被保険者原票により、申立人は昭和57年4月5日から同年11月21日まで父の被扶養者となっていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月21日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険の加入記録では、平成5年7月21日から同社に勤務したことが確認でき、入社時に厚生年金保険に加入する旨の説明を受けた。そのため、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社で、申立人と同じ平成5年9月1日付けで厚生年金保険の資格を取得した一人の従業員は、雇用保険の資格取得日は同年4月7日と記録され、厚生年金保険被保険者資格取得日より約5か月前であることが確認できる上、厚生年金保険未加入期間に係る保険料控除を示す資料を確認することができない。

また、A社は、平成5年11月30日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について、照会することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月 1 日から 26 年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かであり、申立期間中に同社の同僚であり戦友でもある者と撮影した写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に勤務した複数の従業員に照会したところ、一人は申立人を記憶していたが、申立人の勤務時期は覚えていないとしており、申立人の退職時期を特定することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における被保険者記録は昭和 22 年 12 月 31 日から 23 年 11 月 1 日までであり、その後、B社において 26 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

なお、A社の元代表者は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、また、申立人が提出した写真に写った同僚は、自身が写真に写っていることは分かるものの、申立人については覚えていないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から25年7月1日まで
② 昭和29年3月11日から30年7月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち22年7月1日から24年2月1日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社の上司一人及び同僚6人を記憶していたが、このうち3人は死亡しており、3人は連絡先が不明で、残りの一人は、申立人のことは覚えているが、申立人の入社日は不明であるとしていることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

そこで、上記の被保険者名簿により、A社が厚生年金保険に加入した昭和24年2月1日から被保険者記録のある3人及び25年2月1日に被保険者記録のある一人の計4人に照会したところ、全員から回答が得られないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社は昭和30年

7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は、申立人の当該期間における在籍が確認できないと回答しており、当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、B社の同僚3人を記憶しているが、二人は連絡先が不明で、一人は死亡していることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

そこで、上記の被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年7月1日から被保険者記録のある従業員6人のうち連絡先が判明した二人に照会したところ、一人から回答を得られたものの、申立人の入社日は30年頃と思うが記憶が定かでないとしていることから、この者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、A社が社名変更したD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は申立期間のうち昭和29年3月11日から同年7月18日までは同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月31日から43年1月1日まで
厚生年金保険の記録によると、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い。
申立期間については、B工場に昭和42年12月31日まで在籍していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に昭和42年12月31日まで在籍していたと申し立てている。
しかし、A社は、当時の資料が保管されていないので申立人の在籍が確認できず、厚生年金保険料の控除及び納付についても不明としていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社B工場の離職日は昭和42年12月30日と記録され、オンライン記録と合致している。

さらに、A社B工場に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日の記録から遡って330人の被保険者の記録を調査したところ、昭和42年に資格喪失した者が申立人を除いて21人確認でき、当該21人の資格喪失日は、月初喪失が6人、月末喪失が一人及び月の途中の喪失が14人であったことから、A社B工場では、被保険者資格の喪失事由が生じた都度に資格喪失手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 7 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 44 年 7 月 21 日より前に同社は倒産したが、倒産まで勤務していた。同社から交付された失業保険被保険者証を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の倒産前に交付されたとして提出した失業保険被保険者証記載の被保険者番号、氏名及び生年月日から雇用保険の加入記録を確認したところ、この被保険者証は同社と別の事業所に係る被保険者証であり、その取得日は昭和 44 年 5 月 23 日、離職日は同年 12 月 28 日である。

また、申立人の氏名及び生年月日から雇用保険の加入記録の確認をしたところ、事業所名は特定できないものの、取得日が昭和 40 年 4 月 1 日、離職日が 42 年 9 月 30 日の記録があり、当該記録はA社の厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

さらに、A社は申立期間中の昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び経理部長は死亡しており、申立人の申立期間の勤務状況や保険料控除について確認できない。

加えて、申立人がA社において資格を喪失した昭和 42 年 10 月 1 日以降に資格喪失した従業員で照会可能な 24 名のうち 11 人から回答があったが、申立人の申立期間の同社における勤務は確認できない。

また、上記 11 人の従業員のうち 6 人は、厚生年金保険の資格を昭和 42 年 10 月 1 日あるいは同年 10 月 31 日に喪失しているところ、それぞれ自身の退職時期を同年 9 月あるいは同年 10 月と記憶しており、自身の退職時期にA社が倒産した旨供述している。さらに、当時の社会保険事務担当者は、「自身の退職時期及び同社の倒産時期は昭和

42年12月である。同社倒産に当たり従業員には辞めてもらった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年頃から58年頃まで

A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和42年頃から58年頃まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社「B」店にC係（当初Dとして入社し、社員などのサービス業教育などをし、退職時はフロアマネージャーであった。）として勤務していたと主張しているところ、昭和47年頃からの数年間、同店でアルバイトとして勤務していた同僚1名の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社を承継するE社は、同社が保管するA社に正社員として勤務していた者の給与額を記録した「給与支給内訳書（昭和50年11月から59年5月まで）」に申立人の氏名を確認することができないことから、「申立人は同社の正社員として勤務しておらず、保険料控除はしていない。申立期間当時、厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみであり、厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料の控除をするようなことはしていない。」旨回答している。

また、E社は、「A社に正社員として4年以上在籍していた者に退職金を支給していた。」旨回答しているところ、申立人は、「退職時に退職金の支給は無かった。」旨供述している上、E社が保管するA社に係る「退職金支払い計算書（昭和55年から60年までに退職した者）」に申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、上記同僚は申立人の雇用形態は不明である旨供述している上、申立人は、上記同僚1名のほか同僚3名を記憶するが、そのうちの1名への照会は申立人からの同意が得られず、他の2名のうち1名については、姓のみの記憶であり、残りの1名について

ではA社に係る事業所別被保険者名簿でその氏名を確認することができるが、連絡先は不明であるため、いずれの者からも同社における申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、E社から提出された上記「給与支給内訳書（昭和50年11月から59年5月まで）」のうち、昭和50年11月24日時点の従業員（正社員）100余名について、同日における厚生年金保険の加入記録を同社に係る事業所別被保険者名簿で確認したところ、オンライン記録により同社関連会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数名と、役員1名及び氏名が確認できなかった1名を除く全員の氏名が確認でき、同社に正社員として勤務していた者のほぼ全ての者について、厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月頃から21年5月頃まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録のある従業員の供述内容及び申立人の供述内容に整合性が認められることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の承継会社であるB社は、「申立人に係る資料を保管していないことから、申立期間に係る勤務の有無については不明。」と回答している。

また、申立期間にA社に勤務していた複数の従業員に、申立人の勤務等について照会したところ、8人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない上、そのうちの複数の者は、同社においては様々な就労形態の勤務者がおり、正社員以外は待遇が相違していた旨の供述をしていることから、同社では厚生年金保険の取扱いは必ずしも一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が同僚として挙げた複数の者の名前は姓のみであることから、人物を特定することができず、これらの者から、申立人のA社における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立期間のうち、昭和19年4月から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であり、同法が被保険者としているのは、いわゆる男子の筋肉労働者が対象であることから、女性である申立人は被保険者になれない期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案15400（事案7115の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月31日から24年1月31日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、勤務をしていたこと及び保険料控除が確認できないこと等の理由により、記録訂正を認めることはできないとの通知があった。

しかし、勤務をしていたことが確認できないという判断には納得できず、新たに申立期間当時にA社の他営業所に勤務していた同僚及び実兄から送られた手紙を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないこと、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に加入記録のある従業員に申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険への加入状況等について照会したが、これらを確認できる回答は得られなかったこと、及び昭和23年1月13日の資格の取得時と、24年1月31日の再取得時の被保険者番号が別番号で払い出されていること等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該通知に納得できず、新たな資料として、申立期間当時にA社の他営業所に勤務していた同僚及び実兄から送られた手紙を提出するので、再調査してほしいと再申立てを行っている。

申立人から提出された、同僚から送られた手紙からは、消印の日付が「昭和23年9月17日」であること、及び当該手紙の宛先には「B県C町A社D営業所」と記載されていることから、申立人の主張に信ぴょう性が認められ、申立人が申立期間にA社のD営業

所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記手紙に記載されている同社のD営業所長と思われる人物の氏名は確認できない。

また、上記手紙の内容から、昭和23年5月1日から4か月間、A社のD営業所に勤務していたと思われる同僚の同社における資格取得日は、同年9月30日であることが確認できる。

さらに、当該手紙の消印の日付である昭和23年9月17日当時、A社のD営業所に勤務していたと思われる別の従業員の同社における資格取得日も24年6月1日であり、上記従業員は二人とも同営業所に勤務していたと思われる期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、上記従業員3名の所在は不明であることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況等について確認することはできない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 15401 (事案 899 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 54 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い場合、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。申立期間も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていた。今回、新たに当時の上司及び同僚の氏名及び連絡先を思い出したので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができるものの、申立人については、管理・監督の立場となった昭和 54 年 7 月に厚生年金保険に加入させたとの同社の元代表者の証言が得られていること、申立人の雇用保険の記録についても、厚生年金保険の記録と一致しており申立期間における加入記録が無いこと、このほかにも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等が得られないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 11 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、A社における当時の上司及び同僚の氏名を新たに思い出したとしている。

しかしながら、上記の上司及び同僚のうち、当時の上司は、申立期間当時の申立人について、正社員ではなく日給制の重機オペレーターであった旨供述している。

また、上記上司は、当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて、「厚生年金保険に加入するには、一定の条件があった。」としているものの、その詳細については不明である旨供述している。

そこで、上記上司の供述により、当時、A社が社会保険事務を委託していたとされる会計事務所に照会したものの、申立期間当時の同社に係る資料を保存していないとしているため、同事務所から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、上記の上司及び同僚のうち、当時の同僚からは、当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて回答が得られないため、厚生年金保険料の控除等に係る当時の状況について確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から33年3月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた当時、知人を同社に紹介し入社させたが、知人の方が自分より前に被保険者資格を取得している。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及びA社における当時の状況についての申立人による具体的な供述等から判断すると、始期を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の当時の代表者及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、A社の現在の社会保険事務担当者は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について不明である旨回答している。

さらに、申立人及び上記同僚は、共に記憶していた当時の従業員について、共に、「彼は、自分より先に入社した先輩であった。」旨供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該従業員は、当該同僚の被保険者資格取得日（昭和33年1月13日）より後で、かつ、申立人と同日の昭和33年3月24日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和33年3月24日）は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオン

ライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 25 日から同年 11 月 16 日まで

A 法人（現在は、B 法人）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に休みを取得した覚えは無く、被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も同法人に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 法人に看護師として勤務し、傷病者の看護及び診療の補助に従事していた旨申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人の A 法人における離職日は平成 11 年 9 月 24 日、被保険者資格の再取得日は同年 11 月 16 日であることが確認でき、これは厚生年金保険の記録と符合している上、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、雇用保険の失業等給付に関する記録によると、申立人は、平成 11 年 9 月 24 日に A 法人を離職した後の同年 10 月 18 日に、公共職業安定所に求職の申込みを行い、同年 10 月 19 日に基本手当の受給資格が決定されていることが確認できる。

さらに、A 法人が加入していた厚生年金基金から提出のあった、申立人の厚生年金基金加入員資格の取得及び喪失に係る届出書の控えにより、同法人が同基金に対して、平成 11 年 9 月 25 日を申立人の被保険者資格の喪失日として、同年 11 月 16 日を再取得日としてそれぞれ届け出ていることが確認でき、これは、厚生年金保険の記録と一致している。このことについて、同基金では、申立期間当時、同法人では、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪に係る届出においては、複写式の届出様式を使用していた旨回答している。

加えて、B 法人から提出のあった申立期間に係る従業員の出勤状況等に関する記録に

において、申立人が平成11年9月24日にA法人を退職し、同年11月16日に同法人に再入職した旨記載されている。B法人の社会保険事務担当者は、同記録に基づき、申立人は申立期間にA法人に勤務していなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月から 23 年 6 月まで

A社B支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中に同社が施工した工事に従事しており、また、当時の工事現場の写真を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった工事現場の写真、A社の回答、申立人による当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が当時、同社が施工した建設工事に従事していたことは推認することができる。

しかしながら、A社では、「当社が保管する資料（退職者名簿）では、申立人及び申立人が記憶していた複数の同僚について在籍記録が無い。」旨回答しており、また、「申立人については、当社が施工した建設工事に、当社の協力会社、下請会社等の従業員として携わっていたと思われる。当社が直接雇用していなければ、当社において厚生年金保険に加入させていたとは考え難い。」旨回答している。

また、申立人が記憶していた複数の同僚は、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、上記複数の同僚は、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立期間について上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から9年4月15日まで
役員（専務理事）としてA事業所に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から9年3月までの期間は53万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年4月15日）の後の同年4月18日付けで、8年7月1日に遡って、当該期間について9万2,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A事業所に係る社会保険料滞納処分票の記録では、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同事業所が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料の納付について、社会保険事務所（当時）の担当職員が、申立人を経理責任者として交渉を行うなどの記載があり、その支払に苦慮していたことが認められる。

また、A事業所の当時の経理担当者は、「当時、申立人は事業所の事務全般を取り仕切っており、経理・資金繰りも担当していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「A事業所において厚生年金保険料を納付した平成9年4月15日までの期間については、年金記録は間違いない。」としているところ、オンライン記録では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日と同日の平成9年4月15日に申立人が同事業所における被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年4月18日付けで行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた日と一致している。

なお、A事業所の当時の代表者（代表理事）は既に死亡しているため供述が得られず、当該代表者からは、申立人の標準報酬月額減額処理を含む当時の状況について確認することができない。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険事務所に対して標準報酬月額減額に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、A事業所における社会保険事務に職務上関与し、また、自身等の標準報酬月額減額にも関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の役員（専務理事）として自らの標準報酬月額減額に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものでは無いと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は平成 18 年 7 月 12 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社は、申立人は同年 7 月 11 日に退職した旨回答しており、同社から提出された解雇通知書兼解雇理由明示書において、申立人の退職日が同日と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 18 年 7 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 18 日から 40 年 5 月 21 日まで
② 昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月まで

タクシードライバーとして、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社に入社して1年半ほどたった頃に、同社はD社に買収され、移籍した記憶がある。また、C社はE区に所在していたとの記憶がある。申立期間①及び②に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①にA社に勤務していたと主張しているが、B社は、「申立期間①の資料は保管しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同じく昭和 40 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、回答のあった3人全員は、「被保険者資格の取得日と入社時期はほぼ一緒である。」と回答している上、従業員の一人は、「A社は、当時のタクシー会社としては珍しく採用時に辞令を渡すなど、人事関係の事務手続は不備なく適正に行われていたと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、A社に入社して1年半ほどたった頃、D社に移籍した記憶があると主張しているが、B社の現在の総務担当者は「D社がA社を買収したのは昭和 41 年 12 月だった。」と回答していることから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは考え難い。

2 申立人は、申立期間②にC社に勤務していたと主張しているが、同社は、「保管し

である人事資料等を確認したが、申立人に関する資料が無いため、申立人を雇用していた事実は無い。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、回答のあった3人全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、C社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している4人の従業員の雇用保険の加入記録を確認したところ、4人全員が厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録は符合していることが確認できたが、申立人のC社における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、E区に所在していたC社に勤務したと主張しているが、F局から提出のあった同社に係る事業所台帳の写しにより、同社は昭和42年12月にE区からG区に移転しており、申立期間②当時の所在地はG区であったことが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 26 日から 42 年 12 月 26 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社は別の会社と合併してB社となったが、継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に継続して勤務したとする同僚からの回答により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 41 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社は、43 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は両社ともに適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A社及びB社は既に解散している上、当時の両社の事業主は死亡していることから、申立期間の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、上記の同僚及びB社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年6月まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、会社から受け取った社会保険料明細に記載されている標準報酬月額と相違しているの、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の社会保険料明細では、平成元年10月から、38万円であった標準報酬月額を36万円に変更する旨が記載されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年8月及び同年9月は38万円、同年10月から2年1月までは36万円と記録されていたところ、同年2月19日に、元年10月の定時決定の記録が取り消され、その後、2年2月27日に元年8月から2年1月までは34万円に遡って減額訂正が行われていることが確認できる。

また、B社から提出された社会保険徴収明細によると、平成元年8月及び同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているが、この各月の保険料と減額訂正後の34万円の標準報酬月額に基づく保険料との差額分を同年12月の保険料を控除する際に相殺していること及び2年1月から同年6月までについては、34万円の標準報酬月額に基づく保険料を申立人の給与から控除していることが確認できる。

したがって、事業主は、申立期間において申立人の給与から34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 4 月 17 日まで
② 昭和 48 年 9 月 23 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 30 日まで勤務していたので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録簿によると、申立人のA社における入社日は昭和 47 年 4 月 17 日、退職日は 48 年 9 月 22 日と記録されており、雇用保険の加入記録においては、資格取得日が 47 年 4 月 17 日、離職日が 48 年 9 月 22 日と記録されており、オンライン記録で確認できる厚生年金保険の被保険者期間と符合している。

また、申立期間①について、B社は、当該期間当時のA社では、そろばん検定 4 級を保持していない者については試用期間を設け、同社内で行われるそろばんテストに合格、又は一定のレベルに到達するまでは本採用とはならず、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しているところ、申立人は、入社時点でそろばん検定 4 級を保持していなかった旨回答している。

さらに、申立人が氏名を記憶し、一緒に入社したとする 1 名の同僚は既に死亡しており、勤務実態及び厚生年金保険の適用等について照会することができないが、A社に係る事業所別被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は申立人と同日の昭和 47 年 4 月 17 日であることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、昭和 47 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった 5 名のうち 2 名は C 支店に配属となったとしているところ、同時に入社し C 支店へ配属となった者の中に申立人はいなかった旨回答している。

また、申立期間②について、A社C支店に在籍していた同僚に照会したが、申立人の退職日を記憶している者はいなかったことから、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月1日から58年8月1日まで
② 昭和59年10月1日から61年4月28日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の月の標準報酬月額より引き下げられている。給与明細書等の保険料控除額を確認できる資料は無いが、家計簿には手取り金額を記入しており、手取り額は下がっていないので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月から同年12月までの期間及び59年1月から同年12月までの期間について、家計簿に記入していた給与の手取り金額の転記メモを提出し、いずれも9月と10月の手取り給与額にあまり変化は見られないが、10月からの標準報酬月額が低くなっている旨主張している。

しかしながら、同転記メモでは厚生年金保険料控除額が確認できない上、B社は、「申立期間①及び②当時の保険料控除を確認できる資料を保管していないため、当該期間の保険料控除について確認できない。」旨回答しているところ、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人のA社における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C会から提出された、申立人の申立期間①及び②の報酬標準給与の記録は、A社D営業所及び同社E営業所に係る事業所別被保険者名簿で確認できる厚生年金保険の標準報酬月額の記録と符合しており、上記事業所別被保険者名簿の申立人の標準報酬月額の記載内容にも不備な点は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

さらに、申立期間①について、A社D営業所に勤務していた同僚は、同社同事業所の事業所別被保険者名簿で、昭和57年10月に標準報酬月額が36万円から34万円に引き

下げられていることが確認できるが、当該同僚は、「標準報酬月額が申立人と同じ昭和57年10月に申立人と同額の2万円引き下げられているが、事務職は超過勤務手当が多く、2万円程度の引下げは同手当金額の変動の範囲であり疑問は無い。」旨回答している。

加えて、上記事業所別被保険者名簿で、申立人と同じく昭和57年10月の定時決定時に標準報酬月額が引き下げられている複数の従業員に照会したところ、回答のあった1名は、標準報酬月額が32万円から30万円に引き下げられているが、超過勤務手当の変動の範囲であり疑問は無い旨回答している。

一方、申立期間②について、A社E営業所に係る事業所別被保険者名簿で、申立人と同じく昭和59年10月の定時決定時に標準報酬月額が引き下げられている複数の従業員に照会したところ、回答のあった1名は、給与明細書等は所有していないが、標準報酬月額が26万円から24万円に引き下げられていることに疑問は無い旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A校（現在は、B校）に教師として勤務した。退職所得源泉徴収票を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職所得源泉徴収票及び学校法人C大学から提出された人事記録等から、申立人は、昭和 26 年 4 月 1 日からA校に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記人事記録から、申立人は、昭和 26 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、上記人事記録から、申立人と同じ昭和 26 年 4 月 1 日付けでA校に教師として採用された5人は、いずれも、同年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、同校は、教員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことが確認できる。

さらに、A校に申立人と同時に採用された上記の5人とはいずれも連絡が取れないことから、申立期間当時の同校における厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。また、学校法人C大学は、申立期間当時の給与簿・賃金台帳等の保険料控除に係る資料を既に保管していないことから、申立期間当時のA校における厚生年金保険料の控除状況については不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された「過去勤務実績表」から判断すると、申立人は、平成 18 年 2 月 1 日から同年 6 月 16 日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は、申立期間当時の給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除である旨回答しているところ、同社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、平成 18 年 2 月及び同年 3 月の厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の加入記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、平成 18 年 4 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、A社の上記担当者は、同社の場合、一日の勤務時間が正社員の勤務時間（7 時間 45 分）のおおむね 4 分の 3 以上の者を厚生年金保険に加入させることとしているが、申立人は、平成 18 年 2 月から契約社員として勤務していたものの、同年 2 月及び同年 3 月は、一日の勤務時間が 5 時間（正社員の 4 分の 3 未満）であったことから、厚生年金保険に加入させておらず、同年 4 月から 1 日の勤務時間が 6 時間 30 分（正社員の 4 分の 3 以上）となったことから、その翌月の同年 5 月の給与から厚生年金保険料を控除していた旨供述している。

加えて、A社から提出された上記の「過去勤務実績表」から、申立人は契約社員であ

り、申立人の一日の勤務時間は、平成 18 年 2 月及び同年 3 月は 5 時間であり、同年 4 月から 6 時間 30 分に変更されていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年頃から 23 年 10 月 10 日まで
② 昭和 32 年 3 月頃から 33 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 3 月頃まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①並びにB社に勤務した期間のうち申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 22 年頃から 24 年 5 月 25 日までA社に勤務し、32 年 3 月頃から 34 年 3 月頃までB社に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の同社における勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除状況について確認できない旨回答している。

また、申立人は、A社における当時の同僚を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間及びその前後の期間に被保険者資格を取得した従業員に照会した結果、回答のあった 10 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務状況及び保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の資格取得日は昭和 23 年 10 月 10 日と記録されており、同台帳及び上記被保険者名簿に不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社に勤務していた従業員の供述から、期間は特定できな

いものの、申立人が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、既に当時の資料が無いことから、申立人の当該期間の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除状況について確認することができない旨回答している。

また、申立人は、B社における当時の同僚を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間よりも前に同社の被保険者資格を取得した従業員に照会した結果、回答のあった7人は、いずれも厚生年金保険料の控除状況を記憶していないことから、申立人の当該期間における保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と厚生年金保険被保険者記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、同名簿に不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、B社は、「健康保険組合からの申立人に係る健康保険被保険者資格喪失確認通知書における喪失日が昭和33年10月1日であることから、申立人は退職し、勤務していないのではないか。」との旨供述している。

また、申立人は、B社における当時の同僚を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間以降に被保険者資格を取得した従業員に照会した結果、回答のあった8人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務状況及び保険料控除状況を確認することができない。

さらに、上記のとおり、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月頃から 45 年 3 月頃まで
② 昭和 45 年 8 月頃から 54 年 3 月頃まで

A事業所に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所には継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の元従業員による「時期ははっきりしないが、申立人が当事業所に勤務していたのは覚えている。」旨の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録から、A事業所の当時の代表者に照会したが、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の取扱いについて回答を得ることができなかった。

そこで、オンライン記録から、申立人の記憶するA事業所の複数の元同僚に照会したが、「当時、代表者から、当事業所は厚生年金保険には加入しないとの説明があった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができない上、申立人は、「当時、A事業所から健康保険証を受領したかは記憶が無い。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 14 日から同年 4 月 25 日までの 2 か月分
A 社 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録があるが、昭和 46 年 3 月分及び同年 4 月分の給料明細書では 2 か月分の厚生年金保険料が控除されている。そのため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を 2 か月として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 46 年 3 月分及び同年 4 月分の給料明細書及び B 社から提出のあった賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によれば、給与から厚生年金保険料が 2 か月分控除されていることが確認できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者の記録は、A 社において昭和 46 年 3 月 14 日に資格を取得し、同年 4 月 25 日に資格を喪失しており、加入期間は 1 か月となっている。

また、雇用保険の加入記録及び B 社から提出のあった労働者名簿では、昭和 46 年 3 月 14 日から同年 4 月 25 日まで勤務した旨記録されており、上記申立人の A 社における厚生年金保険の加入記録と符合している上、申立人は、同社における勤務は当該雇用保険の加入記録と相違ない旨供述している。

そして、厚生年金保険法第 19 条によると、「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とする。」とされている。

なお、B 社の担当者は、申立人に係る給与からの保険料控除について、1 か月分を間違えたと思われる旨供述している。

以上のことから、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料が 2 か月分控除されていることが確認できるが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を 2 か月

として認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで
高校を卒業後に父親の経営する店に勤務した期間のうち、同店が加盟していたA協同組合での申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同店に勤務して同協同組合に加入していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された高等学校の卒業証明書及び同じ市場で働いていた同級生の供述から判断すると、申立人は昭和 33 年 3 月に高等学校を卒業して父親の経営する事業所に勤めていたことがうかがえる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の事業主である父親は既に死亡しているほか、A協同組合は、申立期間当時の同協同組合の担当者も既に死亡しており、当時の資料も残っていない旨回答していることから、同事業所及び同協同組合における申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、父親の経営する事業所及びA協同組合における雇用保険の加入記録は確認できない上、同協同組合が加入していたB健康保険組合からの回答によると、同協同組合における申立人の加入日は、昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、昭和 34 年 11 月 18 日に申立人を含む3人の厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できるほか、同払出簿では、いずれの者も資格取得年月日が同年 11 月 1 日及び事業所名称がA協同組合と記載されており、同協同組合に係る事業所別被保険者名簿における被保険者資格の取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 10 日から 50 年 1 月 14 日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、本社勤務ではなくB町のビルの変電設備管理の業務を行っており、ボーナスを支給された記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身の勤務に関する具体的な供述から判断すると、勤務の期間は特定できないものの、A社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等については不明である旨回答している。

また、申立人は、A社での同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員に照会したが、回答のあった9人全員が申立人のことを記憶していない。

さらに、上記回答のあった従業員のうち、本社で営業を担当していた一人は、A社は、ほとんどが現場作業員で、臨時やパートが多かった旨、また、本社で給与担当であった他の一人は、現場には時給、日給月給などの人たちが700人から800人くらいいた、その人達にもボーナスが支給されていたと思う旨それぞれ供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時（昭和48年10月）の被保険者数が約170人であることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、多くの従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 41 年 8 月 30 日から同年 9 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も同社で勤務していたことは確かなので、各申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同級生の同僚は、中学校を卒業して、すぐに申立人と共にA社に入社し一緒に退職した旨供述していることから判断すると、当該期間当時、同社に勤務していることがうかがえる。

しかし、上記同僚に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に昭和 41 年 7 月 1 日資格取得と記録されており、申立人にA社を紹介した同郷の先輩従業員の厚生年金保険被保険者記録も入社 3 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記同僚が中学校を卒業してすぐにA社に入社し、住み込みで働いていたと記憶している申立人を除く従業員 3 人について、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を調べたところ、入社と同時の者が一人のほか、入社してから 1 か月から 3 か月後に被保険者資格を取得している者が二人確認できる。

これらのことから判断すると、A社では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

次に、申立期間②について、申立人は、A社に昭和 41 年 9 月 10 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録は確認できないほか、申立人と共に退職した前述の同僚も、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に昭和 41 年 8 月 30 日資格喪失

と記録されている。また、当該同僚は、申立期間②当時の状況について、お盆の頃、申立人が帰省した際に申立人の友人が勤務する会社で人材を募集しているということ聞き、次の仕事が決まらないままA社を退職したが、自分では同社に退職の意思を伝えておらず、最後の給料を受け取らないまま退職した旨供述している。

このことから、上記同僚の給与明細は無く、勤務状況及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡しているほか、申立人は、当時の事業主の子が社会保険の手続を行っていたと供述しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿では、当該事業主と同じ姓の女性従業員は見当たらず、同社における申立人の各申立期間の勤務状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 49 年 2 月 1 日から 51 年 1 月 31 日まで

A社(現在は、B社)に、昭和48年8月1日から51年1月31日まで勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人自身の当時の勤務に関する具体的な供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間①及び②の頃も同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、オンライン記録によると、平成21年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役及び人事担当取締役に申立人について照会を行ったが、回答を得ることができなかった。

また、現在のB社は、申立期間①及び②当時の資料を既に廃棄しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について「不明」と回答しており、申立人及び同僚も、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた5人について、A社における各々の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間を比較したところ、そのうちの一人は双方の期間が一致していたが、別の二人は入社日より数年後に当該被保険者資格を取得しており、残りの二人には当該被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人と同時期に勤務していた同僚及び従業員18人に照会を行ったが、申立人の勤務期間の特定及びA社における厚生年金保険加入の取扱いについては不明である上、当該従業員のうち3人の被保険者記録には、途中、被保険者となっていない期間(空白期間)が確認できることなどから、A社では、申立期間①及び②当時、全ての従

業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

その上、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者期間は、雇用保険の被保険者期間と合致している上、申立人の健康保険被保険者証が、昭和49年2月25日付けで返納された旨記録されている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) の貨物船・C 丸に三等航海士として乗船し、勤務した期間の船員保険の加入記録が無い。申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社のC丸に乗船していたと申し立てしているところ、D組合から提出された組合員経歴によれば、申立人が申立期間において、E社(後にF社に名称変更。)に所属し、組合費を納付していることから、事業所名及び船舶名は不明だが、申立人が申立期間に、いずれかの船舶に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が主張するA社の事業を継承したB社及びG社は、いずれも「申立期間に係る人事記録等が一切残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間の当該事業所における勤務状況及び船員保険料の控除を確認することができない。

また、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、オンライン記録においても、申立人、申立人が同乗していたとする船長及び一等航海士が、同社のC丸で被保険者となったことは確認できない。さらに、申立人が同僚として挙げた上記一等航海士は、「私はH社所属のC丸で申立人と一緒に勤務した。私は平成元年3月から2年4月にかけて乗船し、申立人は私よりも先にI国で下船したと思う。」と供述しているところ、申立人の船員保険被保険者記録は、申立期間後の平成元年3月12日から同年12月4日までの期間において、J社で加入していることが確認できる。

加えて、申立人は船員手帳を所持していないことから、申立期間に勤務していた事業所名、船舶名、雇入れ及び雇止め期間等を特定することはできない。

このほか、申立人について申立期間に係る船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案15468（事案8966の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月頃から24年頃まで

A社に勤めていた期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたところ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、申立ては認められなかった。

しかし、昭和22年9月頃に就職して以来、同社及びB社には7年から8年ぐらい勤務していたはずであり、社会保険庁（当時）に対する不信感もあって、勤めていた期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は昭和23年頃から25年頃までA社に勤務していたことが認められるが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人や申立人が名前を挙げた複数の同僚の名前は確認できず、同社は従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる上、A社は既に廃業しており、当時の代表者は既に死亡していることから、当時の事情等について確認することができず、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間当時の別の同僚の名前を挙げているが、上記被保険者名簿において、当該同僚の名前は確認できず、整理番号に欠番は無く、申立人及び当該同僚の記録が欠落したとは考え難い上、不自然な点は見られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年9月1日まで
: ② 昭和26年6月15日から27年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社B工場（現在は、C社）には、中学校を卒業後の昭和25年4月から約2年間勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA社B工場に勤務していたと申し立てているところ、C社では、「申立期間①及び②当時の従業員の勤務状況について確認できる資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は同僚の名前を覚えておらず、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間①及び②に被保険者であったことが確認できた複数の従業員に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の当該期間における勤務の実態について確認できない。

申立期間①については、C社が提出した同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、上記健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿とも一致していることが確認できる。

また、申立期間当時に被保険者であった複数の従業員は、「入社後見習期間があったと思う。」と供述していることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえるほか、申立人は保険料を控除されていたことに

関する具体的な記憶が無い。

申立期間②については、申立人は中学校を卒業した年の昭和 25 年 4 月に同社に入社し、約 2 年間勤務し、桜の咲く頃に退職したとしている。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日は、いずれも昭和 26 年 6 月 15 日となっている上、C社から提出のあった同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日も同年 6 月 11 日であり、おおむね上記資料と一致している。

また、上記のとおり、当時の同僚は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月頃から同年7月頃まで
② 昭和50年10月1日から51年8月1日まで
③ 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで

申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、当時はA社に勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社における申立期間②及び③の標準報酬月額が前年より低いことが判明したが、給与が下がったことはなかったためこれらの期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするA社は、商業登記の記録から判断して、申立期間当時はC社（現在は、D社）であると推認できるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、商業登記簿謄本により確認できる、C社の当時の代表取締役及びその関係者である現在の代表取締役は、オンライン記録から、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、D社の現在の事業主に照会したところ、「申立人を知らない。当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立期間②及び③について、申立人はB社に勤務した期間のうち、当該期間の標準報酬月額が相違していると申し立てしているところ、同社は平成14年2月4日に精算終了しており、賃金台帳等により当該期間に係る保険料控除を確認することができない。

また、申立期間②について、B社に係る事業所別厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致しており、かつ、遡及して訂正された形跡も無いことから社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、B社の当時の総務人事課長は、「昭和50年4月の昇給率は0%で、自身を含め、管理職の標準報酬月額は前年と変わらず、横ばいであった。申立人は前年の49年4月にE市へ転勤したが、転勤2年目は通常、会社が住宅を借上げに切り替えることが多く、そのため1万5,000円の住宅手当をカットすることが多い。」と回答している。

加えて、当時の経理課長は、「申立人は昭和49年4月から管理職になっている。50年頃から労働組合ができ、賃上げ要求が激しくなったが、管理職は一般職と異なり、経営評価から賃下げすることが多かった。」と回答している。

また、オンライン記録から、複数の管理職について申立期間の標準報酬月額を調べたところ、前年の標準報酬月額と同額であり、昭和50年の4月に昇給が無かったことが確認できる。

加えて、複数の元従業員は、「当時の厚生年金保険料は適正に控除されていた。」旨供述している。

申立期間③について、オンライン記録から、昭和63年9月5日に定時決定の処理がなされたことが確認でき、申立人の記録が遡及して訂正された形跡は無い。

また、前述の元総務人事課長は、「申立人は、当時はE営業所長であったことから、役職手当、勤務手当もしくは住宅手当のいずれかの額が変動した結果、標準報酬月額が低下した。」と供述している。

さらに、当時の給与事務担当者は、「同社の標準報酬月額の定時決定に係る届出は適正に行われていた。」と供述している。

このほか、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年6月22日まで
平成 22 年8月頃、年金事務所から年金記録がおかしいという内容の通知を受け取り、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることを初めて知った。申立期間について、実際の報酬どおりの記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は平成9年10月の定時決定において26万円と記録されているところ、同年8月18日付けの月額変更により同年4月から遡って、当初の56万円が26万円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、A社は平成12年7月に解散し、事業主は既に死亡している上、事業主の妻であった申立人は、「平成16年に家を建て替えたとき、関連資料は全部廃棄した。」と供述しており、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、「自分は申立期間当時の届出や保険料納付状況に関して、ほとんど記憶が無いが、社会保険関係の事務手続については、同社の代表取締役である夫に代わって代表者印を預かり、関係書類の該当欄に押印していた。」旨供述していることから、同社において社会保険の届出等に権限を有していた申立人は、給与からの保険料の控除及び社会保険事務所（当時）に対する保険料の納付について、これを知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されてい

る。

そのため、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないが、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される者であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月11日から36年4月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和35年2月11日から同社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時のC出張所長と同社本社の元従業員の供述及びB社から提出された申立人の誓約書から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社C出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の上記C出張所長は、申立人を臨時職員として採用し、採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、また、厚生年金保険に加入させるまでは、申立人は臨時職員であり、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

なお、B社は、上記誓約書以外に申立人に係る資料は保存されていないため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 20 日から同年 7 月 10 日まで
A 社 (現在は、B 社) に昭和 38 年 2 月 20 日から 39 年 8 月 25 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社の複数の元従業員が供述する入社日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より 2 か月から 4 か月も前であることから、同社は、必ずしも入社日に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、上記元従業員のうちの二人は、厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料の控除は無かったと思うと供述している。

なお、A 社の申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、B 社は、当時の資料は保存されていないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月から31年4月1日まで
昭和31年4月1日にA社の雇員となる前に現場雇員として勤務した申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和30年11月1日、離職日は63年3月31日となっていることから、申立人は、30年11月1日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間においてA社B作業所の「現場雇員」であり、昭和31年4月1日に「雇員」になったとしており、同社C作業所の元経理担当者及び元従業員は、同社では「現場雇員」、「雇員」、「準社員」、「社員」等の区分があり、「現場雇員」は、現場の所長の権限で採用された者で、厚生年金保険には加入していなかったと供述している。

また、A社から提出された人事記録によると、申立人の入社日は昭和31年4月1日と記録されており、同社が加入しているD健康保険組合の被保険者資格の取得日も同日となっており、いずれも厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。